

平成24年第1回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成24年3月7日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時40分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	13番	井上久嗣君
	14番	岡崎治夫君	15番	田宮正秋君
	16番	神田壽昭君	17番	菅原清一郎君
	18番	斉藤昇君	19番	岡田久俊君
議長	20番	山居忠彰君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長
教育委員 会長
生涯学習部次長
兼スポーツ課長
兼総合体育館長
兼青少年会館長

尾崎 学 君

古川 靖弘 君

農業委員 会長
兼職務代理者

飛世 薫 君

監査委員

三原 紘隆 君

教育委員 会長

安川 登志男 君

農業委員 会長
農務局

秋山 照雄 君

監査委員 局長
監査務局

高岩 淑通 君

事務局出席者

議会事務局 局長
議会事務局 幹事
議会事務局 幹事
議会事務局 主任
議会事務局 主任

藤田 功 君

東川 晃宏 君

檜木 孝士 君

議会事務局 局長
議会事務局 主任
議会事務局 主任

浅利 知充 君

御代田 知香 君

(午前10時00分開議)

副議長(遠山昭二君) ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(遠山昭二君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。20番 山居忠彰議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(遠山昭二君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

11番 小池浩美議員。

11番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

初めに、市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

平成9年に消費税率は3%から5%へ引き上げられましたが、このことが日本に深刻な不況をもたらしたことは、歴史の事実として御存じのことと思います。しかしながら、野田政権はこの歴史の教訓から学ぼうとはせず、社会保障と税の一体改革として、26年には消費税率8%に、27年には10%に増税するという法案を何としても今国会で成立させようとしています。消費税増税には多くの国民から怒りと批判の声が上がっており、どの世論調査でも反対の声が多数となっています。

消費税増税による国民生活と経済への被害は甚大なものがあります。何といたっても私たちの家計への直接的被害は深刻です。例えば、夫婦合わせて年金月額が20万円という世帯では、消費税増税額は1年で約10万円、年金の半月分となります。しかし今後は、年金給付が引き下げられ、介護保険料は引き上げられ、後期高齢者医療保険料も上がり、消費税を合わせると年金一月分以上が消えてしまうという試算があります。そして、消費税は震災被災者にも容赦なく課税されるのです。

また、小規模な事業者ほど価格に転嫁できず、利益を削って消費税を納税しなければならず、廃業する者も少なくないと予測されます。最も危惧されるのは、日本経済全体への悪影響です。税率で5%、金額で13.5兆円もの増税であり、同時に年金給付の削減や復興増税、社会保険料の引き上げなどを考えると、およそ20兆円の負担増となり、景気は落ち込み、税収は減り、財政危機の打開にならないばかりか、一層財政を悪化させることとなります。経済への影響ははかり知れません。

我が党は、低所得者ほど負担が重くなる不公平税制である消費税増税計画には断固反対であ

り、2月7日には、消費税に頼ることなく社会保障を充実させ、今日の財政危機を打開する展望を示した提言を公表いたしました。

消費税増税は、市民の暮らしに打撃を与え、特に中小零細事業者の経営に深刻な影響を与え、一層経済を落ち込ませるだけであり、直ちに中止するべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

民主党は、消費税増税の前提として、みずから身を切る口実で衆議院比例定数の80削減に固執しています。比例代表削減は、国民多数の民意が切り捨てられ、少数政党が排除され、大政党が有利になります。消費税反対やTPP反対の切実な声は国会に反映されなくなり、政権への批判の声は封じられます。身を切るどころか、自分たち大政党に有利な選挙制度にしようとする意図は明らかです。国会議員が身を切るというならば、真っ先に政党助成金320億円を廃止するべきです。比例の80議席を削減してもたかだか56億円程度しか浮かないのですから、政党助成金をきっぱり廃止するべきなのです。

多数の民意を切り捨て、民主主義の土台を壊しかねない比例定数削減についての市長のお考えをお聞きいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

小池議員の御質問にお答えいたします。

政府は、消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革の大綱を閣議決定し、今年度中に消費税増税法案をまとめ国会に提出したい意向である旨報じられておりますが、国会議員や国民の中においてもさまざまな意見がある中、現時点において法案の成立は全く見通せない状況にあります。大綱では、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指し、消費税率を2014年に8%、2015年には10%に引き上げることにしておりますが、具体的な社会保障の制度内容等については、その多くが検討課題となっております。

我が国の人口構成は、半世紀前には65歳以上の高齢者1人をおよそ9人の現役世代で支える胴上げ型の社会と言われ、近年は3人で1人の騎馬戦型となり、2050年には国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える肩車型の社会が到来することが見込まれています。こうした中であって、年金、医療、介護、子育て・子育て支援などの社会保障制度を将来にわたって安定した形で構築していくことは、今後生まれてくる将来の世代のためにも大変重要なことでもあります。

私は、国民が将来にわたって安心して暮らしていける持続性のある社会保障制度のあり方について、まずはこの一体改革から切り離し、優先して検討すべきものと考えます。その上で、国民や地方自治体、更には企業等の声を踏まえ、国会の場における十分な議論を行い、だれもが納得できる内容として構築されることが最も重要であり、それを支える財源についても、一時的な措置としてではなく、将来をしっかりと見据えた中で財源として構築されるよう議論されていくべきであると考えているところであります。

その結果、仮にその財源確保を社会保障に対する目的税として消費税の増税をもって賄う場合には、食品や新聞、公共料金など生活に密着な品目への対応に加え、低所得者の方々に対する対策や中小零細企業事業者の経済活動、更には国民生活への影響などに十分配慮したきめ細かな制度設計が必要であると考えます。

他方、去る3月3日に旭川市で開催された民主党税制調査会の藤井裕久会長との意見交換会に出席した際には、具体的な制度の検討に当たっては、国と地方の協議の場等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映していただくよう上川地方総合開発期成会において要望してきたところであり、今後も引き続きさまざまな機会をとらえ要望してまいる考えであります。

次に、衆議院比例定数削減についてであります。

平成21年の衆議院議員選挙における最高裁判決を受け議論されている衆議院議員選挙制度改革については、衆議院議員選挙区画定審議会設置法が定めた勧告期限が過ぎても、なお決着の見通しは立っていない状況にあります。

そこで、総選挙区の格差是正の議論とともに、民主党が掲げている衆議院議員比例代表定数の削減についての御質問であります。定数削減に伴い、国民の少数意見が政治に反映されなくなる危険性も内在されており、慎重な判断を要する問題であると考えます。

議院内閣制における我が国の選挙制度については、より多くの多様な意見を議会に反映させる仕組みを構築することが重要であります。1994年に制定された小選挙区制300と比例代表制180の現在の小選挙区比例代表並立制においては、半数近くの投票が死票となり、民意が正確に反映されない弱点も存在していると言われ、今後の議員定数の削減に当たっては、これらの検討があわせてなされなければならないものと考えます。

小異を捨てて大同につくとの言葉がありますが、私は、市政執行方針で申し上げたとおり、「この地の一人の声こそ原点」との理念でまちづくりを進めています。その思いから、小異を捨てず、中異を掲げ、そして大同につくことが必要不可欠と考えます。

したがいまして、このたびの選挙制度改革については、小選挙区の区割り規定の改正や比例代表定数の問題だけに終始することなく、より多くの民意を無駄にすることのない衆議院議員選挙制度全体の抜本的な見直しを腰を据えてしっかり議論することが肝要と考えているところであります。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 次に、安心できる「保健・医療・福祉」について質問いたします。

第1の質問は、高齢者福祉及び介護保険についてです。

本市においては、年々高齢化率は上昇し、平成23年9月では高齢化率は32.7%となっております。24年度から26年度までの第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画案が策定されました。

が、その中で、26年度には36.1%の高齢化率を見込んでいます。幾つになっても健康で病院の世話にならず自分のことは自分でできる、だれもがそんな生涯を望んでいます。75歳以上の後期高齢者が増加する現実にあつて、今や地域社会の支え合いシステムが緊急に求められていると思います。

本市では、ひとり暮らしの高齢者の孤独死を防ぎ、高齢世帯を見守り支える仕組みづくりの第一歩として、2年にわたつてアンケートや面接調査などに取り組んできていますが、第5期計画に盛り込まれている新たな事業、高齢者を地域で支える仕組みづくりは、こういった地道な調査活動、高齢者ニーズの掘り起こしを土台にして計画されていると思います。

そこで、その取り組み全体の概要、また、具体的な取り組み方法についてお知らせください。

また、アンケートの回答から高齢者ニーズの高いものは、買い物、宅配サービス、外出支援サービス、そして配食サービスとなっていますが、このような切実と言える高齢者ニーズに早急にこたえるべき施策の実行を求めるものですが、さきの高齢者を地域で支える仕組みづくりの中で、どのように取り組もうとしているのかお聞きいたします。

さて、本議会に第5期の第1号被保険者の介護保険料改定案が提案されています。現行の第4期の保険料額と比べると、すべての所得段階で保険料額が大幅にアップしています。基準額である第4段階では、現行で年額4万100円ですが、それが5万5,400円となり、1万5,300円の負担増、38.2%もの上昇率となっています。65歳以上の第1号被保険者はおよそ7,350人ですが、そのうちの1,940人、全体の26.4%は、本人はもちろん、世帯全体が非課税で、年金収入とその他所得の合計額が80万円以下の所得層です。保険料区分でいえば第1段階と第2段階に当たる人たちですが、現行年額2万円の保険料が2万7,700円に引き上げられます。7,700円のアップで、38.5%もの上昇率になっています。昨年の第4回定例会においても、保険料額の上昇を抑えるべく、財政安定化基金の取り崩しや一般財源からの繰り入れ等を求めました。今提案されている第5期の介護保険料額、これは余りにも市民負担が大きいのではないのでしょうか。

第5期保険料額設定に当たつて、どのような抑制策をとつたのか、市民負担軽減目指してどのような努力をされたのかお聞きいたします。

前回定例会での御答弁では、本市への財政安定化基金金額は2,040万円程度で、それを取り崩してもよいことになったとのことでした。そして、北海道の取り崩し分も市町村の保険料抑制に当てるよう北海道市長会が道へ要請しているとのことでしたので、北海道の取り崩し分はどのようになったのか、市町村保険料の抑制に充てられているのかどうかもお聞きいたします。

本市には、本市独自の介護保険料軽減策があります。対象は介護保険料区分での第1段階と第2段階に該当する人たちですが、第1段階の対象者は老齢福祉年金受給者であり、保険料の4分の3が減免されます。老齢福祉年金は、年額40万5,800円、月額にして3万3,816円です。第2段階の対象者は、世帯の収入の合計が、非課税年金も含めてそれぞれが老齢福祉年金額以下であり、保険料の4分の1が減免されます。

そこでお聞きしますが、23年度における第1段階、第2段階でのそれぞれの軽減実態はどうか、人数と財政支出は、また、近年の申請傾向などもお聞きいたします。

今や、老齢福祉年金受給者は皆無に等しいのではないのでしょうか。現行の本市独自施策である介護保険料軽減を見直して、第2段階の1,800人を対象に、2万7,700円の保険料を少しでも負担軽減できるようなものに改正するべきではないかと考えます。年収40万5,800円という老齢福祉年金額を基準とする収入要件が妥当かどうかを含めて、より多くの生活困窮者、少額年金者の救済となるような独自軽減策を求めますが、お考えをお聞きいたします。

第2の質問は、後期高齢者医療についてです。

2月23日、北海道後期高齢者医療広域連合議会が開催され、24年度と25年度の保険料額が審議されました。その結果、75歳以上の後期高齢者が納める医療保険料は年額6万6,589円と決まりました。平成20年の制度導入以来2年ごとに保険料は改定され、22年に続いて今回も保険料は引き上げられています。これにより北海道の保険料は全国8番目という高額になりました。しかしながら、高齢者の所得水準は、全国平均が79万6,000円であるのに対して、北海道の高齢者所得は62万5,236円であり、全国で23番目なのです。低い所得に対して余りにも保険料負担が大き過ぎるのではないのでしょうか。

今回の保険料引き上げで、本市の後期高齢者にどれほどの負担や影響があるのか、現行と比べてどうなのか、低所得層への軽減策も含めてお聞きいたします。

保険料の引き上げについては、私たち道民に十分な情報が届かないまま、知らないうちに決定した感があります。制度開始の当初から、北海道広域連合という仕組みでは住民一人一人の声が届きにくく、住民のあずかり知らぬうちに物事が決められるのではないかという危惧や問題点が指摘されていましたが、やはりそのとおりになりました。

今回の保険料改定について北海道広域連合会は住民説明会を各市町村で実施しているのでしょうか。保険料の決定前に行われたのか、決定後に行っているのか、本市においてはどうかお聞きいたします。

民主党は、後期高齢者医療制度の撤廃を公約に掲げて政権の座につきましたが、今は新制度をつくる4年後まで現行制度を維持すると方向転換しており、国民のひんしゅくを買っております。保険料の際限のない引き上げ、別枠の診療報酬による高齢者差別医療、保険料の有無を言わせぬ年金天引き、保険証の取り上げという制裁等々、差別と負担増を持ち込み、ひたすら社会保障費の削減を目的とするこの制度は廃止しかありません。後期高齢者医療制度は速やかに撤廃し、もとの老人保健制度に戻すべきだと考えますが、お考えをお聞きいたします。

第3の質問は、障害者福祉についてです。

24年度から26年度までの第3期士別市障害福祉計画の素案が策定されております。平成18年に障害者自立支援法が施行されて以来今日まで、障害福祉計画はこの自立支援法を根拠にした計画として策定されてきています。

初めにお聞きいたしますが、第1期及び第2期計画における評価される実績と、一方、まだ

まだ取り組まなければならない課題は何かお知らせください。そして、これからの3年、第3期計画における課題克服を含めての前向きな取り組みの概要をお聞きいたします。

さて、障害福祉計画の根拠となっている障害者自立支援法は、サービス利用料の1割自己負担、いわゆる応益負担の導入や、障害の程度によってサービスの内容や支給量が決まる障害程度区分など、障害者不利益の内容が盛り込まれ、障害者の怒りを買っています。

障害者自立支援法は憲法違反の人権侵害だとして、全国で違憲訴訟が起こされました。民主党は、自立支援法の廃止を選挙公約にしており、政権の座については、自立支援法は廃止して新たな法律を制定することを約束して、訴訟の原告団と和解をしています。本年2月8日、厚生労働省が発表した法案は、新たな法律の制定ではなく、自立支援法の一部修正でしかありません。障害者を中心に1年半にも及ぶ新法制定へ向けての議論及び骨格提言は完全に無視され、提言をまとめた関係者や障害者からは猛烈な批判が起きています。自立支援法廃止の公約をほごにし、違憲訴訟の原告らとの和解合意すらほごにしたことは、まさに障害者や国民への裏切り行為であり、許されることではないと考えます。

このように人道にもとる国の態度について、どのようにお考えかお聞きいたします。

そして、国は、自立支援法を一刻も早く廃止し、部会からの骨格提言に沿った真に障害者の立場に立った新たな法律制定に誠実に取り組むべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

1月20日、札幌のマンションで姉妹が孤立死するという事件がありましたが、40歳の妹には知的障害があったことから、全道の市町村は、知的障害者の生活実態調査や相談支援体制の調査に取り組み始めています。

本市においても知的障害者の生活実態調査に取り組んだと聞きますが、その取り組み方法、調査結果からわかった生活状況等の実態についてお聞きいたします。

また、状況が把握できていない障害者、孤立していると思われる人はいるのかどうかをお聞きいたします。

そして、今回の調査を通して、社会的なつながりを持てるような対応策についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

今回の札幌のケースから、生活保護担当と障害者福祉担当との連携が必要なのではと思いますが、知的障害者や家族が生活保護の申請をする場合の対応について、相談支援員や福祉課職員などが同行するようになっているのかどうかも含め、ひとり暮らしの障害者への見守りや支援体制はどのようにになっているのかをお聞きして、一般質問を終わります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 最初に、私から、高齢者福祉・介護保険並びに障害者福祉についてお答え申し上げ、後期高齢者医療につきましては市民部長から答弁を申し上げます。

まず初めに、高齢者福祉事業計画の中の高齢者を地域で支える具体的な仕組みづくりについてであります。

本市における高齢者は、これまで幾多の苦難を乗り越え、長年にわたり培われた豊富な知識

や技術、経験を生かし、今日の本市の発展に大きく寄与されているところであります。しかしながら、昨今、少子化や核家族化の進行などを要因に、ひとり暮らし等の高齢者が増加をしてきており、更に、人と人とのつながりの希薄化などから、日常生活に支障を来すとともに、地域や社会から孤立している高齢者の方も少なくないところとなっております。

このようなことから、まずはこうした実態把握が必要なため、22年にひとり暮らし高齢者、更に23年には夫婦等の高齢者世帯について、それぞれ生活等の実態調査を実施し、この結果を踏まえ、高齢者を地域で見守り支える仕組みづくりを行おうとするものであります。

そこで、この取り組み内容及び具体的方法といたしまして、まず実態調査に基づく高齢者台帳をもとに、近くに家族や身寄りがない、近所づき合いが余りなく、話し相手がない、外出をしないなど家族や地域から孤立している方、あるいは健康に不安のある方、更には、特に高齢のひとり暮らしの方など見守りが必要な高齢者について、地域事情をよく理解されている自治会、民生委員、福祉パトロール員、生活介護支援サポーター等に連携協力をいただき、見守り方法としては、訪問しての面談、広報等回覧の際の声かけ、電話による安否確認、自治会行事参加への声かけなど現行の福祉パトロール事業を拡大し、全市的な地域活動として高齢者を見守り支える仕組みを構築いたしてまいりたいと考えております。

今後の本取り組みの推進計画につきましては、本年3月の自治会連合会総会、民生委員協議会総会等において、取り組みの趣旨、内容等について説明を行うとともに、市民の方に市広報、新聞等で周知徹底を図りながら、具体的に見守る高齢者を決めること及び見守り体制整備などにつきましては、今後、各自治会個々と打ち合わせをさせていただく中で対応いたしてまいりたいと考えております。

また、高齢者実態調査や第5期介護保険事業計画策定のアンケート調査において、多くの意見が出されていた買い物サービスにつきましては、昨日の斉藤議員の一般質問に相山副市長からも御答弁申し上げたところでありますが、現在、市内の食料品等販売小売店に協力をいただき、買い物に困っている高齢者を対象に、希望に応じ宅配サービス事業を計画いたしてるところであります。更に、通院や買い物などの外出支援サービスにつきましては、現行の74歳以上の高齢者を対象に実施の敬老バス乗車証交付事業について、今後余り負担とならないようバス料金の一部負担も視野に入れ、対象年齢の引き下げについて検討を加えるとともに、配食サービスにつきましては、現行のサービスを継続するとともに、御飯は炊けるがおかずはつくれないという方のニーズを踏まえ、副食だけを配達するサービスに工夫を凝らすなど、これらの事業につきましては第5期計画の中の高齢者福祉事業等において推進いたしてまいりたいと考えております。

次に、第5期の介護保険料についてであります。

5期介護保険料につきましては、高齢者人口の増加に伴う介護サービス利用の増加と、4期における施設入所待機者解消を目的とした5施設115床の施設整備及び報酬単価の1.2%上昇など、これらから給付費が増加しており、更に高齢者の保険料負担割合が4期の20%から21%に

変更となったことに加え、介護給付費準備基金は4期での全額活用により保険料に充当する基金がないことなどを要因として、現在の保険料基準額4万100円を38.2%上回る5万5,400円となるところであります。

そこで、この保険料上昇に対し、どのような抑制策を行ったかとのことについてであります。まず国は、全国的に介護保険料の上昇が見込まれたことから、この抑制を図るため、都道府県に設置の財政安定化基金を取り崩すこととし、このことから本市に交付となる2,041万円を保険料に充当し、上昇を抑えることとあわせ、4期において全額介護保険料財源として実施しております施設入浴サービスを市一般財源での高齢者福祉事業で対応するとともに、24年度から介護認定の非該当者などを対象に、予防対策として、自立支援住宅改修事業の実施を一般財源を活用し計画いたしており、これらの取り組みによって給付費を少しでも減少させることで保険料抑制に努めるところであります。

また、低所得階層の保険料を抑制する方策として、保険料財源が逼迫している中、特に低所得の第1、第2段階を除き、保険料段階全体に倍率を上げるとともに、収入の多い高齢者の方の階層として第8段階を新設し、加えて第3段階、第4段階についてはそれぞれ階層を2区分に細分化し軽減を図ったところであり、このように高齢者個々の負担能力に応じた保険料設定となるよう努めたところであります。

なお、財政安定化基金の道の取り崩し分については、昨年10月に北海道市長会を通じ、市町村の保険料増加の抑制に充てていただくよう道に要請いたしておりましたが、この取り崩し分については道は、特別養護老人ホーム整備や市町村が行う高齢者対策事業等に活用することとし、北海道市長会から本年2月にこの旨の連絡があったところであります。

次に、本市独自の介護保険料軽減策についてであります。

現行の保険料軽減につきましては、小池議員お話しのように、第1段階に該当する高齢者で、その方が老齢福祉年金を受給しており、その家族もそれぞれに老齢福祉年金と同額以下の収入の場合、保険料の4分の3を軽減し、更に、第2段階に該当する高齢者で、その方を含め家族全員が老齢福祉年金と同額以下の収入の場合、保険料の4分の1を軽減する対策を行っているところであります。

この保険料軽減策の23年度における第1段階、第2段階それぞれの軽減実態についてであります。第1段階では1名で、減免額は1万5,000円、第2段階は20名で、減免額合計10万円となっているところであります。

更に、保険料軽減策の近年の申請傾向といたしまして、第1段階の軽減対象者であります老齢福祉年金受給者は、大正5年4月1日以前生まれの高齢者でありますことから、この方々は減少傾向にあり、20年度から23年度まではいずれも2名の申請となっております。また第2段階の方の申請傾向といたしましては、20年度から22年度まで、いずれの年度も30名ほどの申請となっており、近年ほぼ同程度で推移いたしております。

そこで、5期における本市独自の保険料軽減策でございますが、軽減策に必要となる財源に

つきましては、すべて高齢者の方から納めていただく保険料で対応することとなっており、更に、ただいま申し上げましたように、準備基金も活用できないことから、新規の独自軽減策を講じることは難しい状況となっております。このため、保険料軽減策につきましては、4期同様に、第1段階の軽減基準に該当する高齢者の方に対し保険料の4分の3を軽減し、更に第2段階に該当する高齢者の方につきましては、保険料の4分の1を軽減いたしてまいりたいと存じます。

なお、老齢福祉年金額は、本年4月から物価スライドの影響により、現在の40万5,800円から40万2,900円に減少いたしますが、本軽減対策の基準額につきましては、高いほうの現在の40万5,800円を用いて算定いたしてまいります。

次に、障害者福祉についてお答えいたします。

初めに、障害福祉計画の第1期及び第2期計画における取り組み実績の評価と、まだ取り組まなければならない課題についてであります。

まず、取り組み実績の評価といたしましては、福祉施設入所者等の地域生活への移行について、施設や医療機関等から地域生活へ円滑な移行を進めるため、地域において居住の場となるグループホーム等の整備が課題となっていたところではありますが、第1期に2棟、2期に4棟のグループホームが整備され、このことにより新たに38人の居住の場が確保されたところであります。

また、障害者の生産活動に関する知識や能力向上を目的に、就労継続支援事業所るんべるが20年10月に開設され、当施設において38人の訓練機会の提供が可能となったところであります。

更に、相談支援の充実として、施設入所等福祉サービスの利活用を初め、障害者の方が日常生活を送る上での不安や悩み事などの相談体制の整備、充実が求められていたことから、23年4月より当該業務について、専門員を配置しているしべつ福祉会に委託し、相談支援体制の整備を図ったところであります。

また、地域生活支援事業の充実について、創作活動や生産活動、更には交流機会を提供する地域活動センターの業務委託先を22年4月からしべつ福祉会に変更したことにより、開設日数がこれまでの週5日から7日に拡大され、更に、施設はバリアフリーで面積の広いふれあい交流館「とも」での運営により活動内容の充実を図るとともに、移動支援につきましては、23年1月からJR土別駅での車いす利用者の乗降介助により、障害者の社会参加を推進いたしているところであります。

以上が第1期及び2期における主な事業実績ではありますが、これら事業について多くの障害者の方による有効活用が図られておりますことから、このことで障害者の自立と生活向上に効果があったものと評価いたしているところであります。

一方、今後においても取り組まなければならない課題といたしましては、特に、福祉施設から一般就労への移行について8人の就労を計画いたしておりましたが、現在までに施設から事業所に就労した方は3人と少数にとどまっていることから、今後とも就労促進について継続し

て取り組まなければならない課題となっております。

また、第1期、2期での課題克服を含めた第3期での取り組みについてであります。これまでのヘルパー派遣等の居宅介護サービスや施設入所サービス、更には相談助言、生活用具給付等の地域生活支援事業に加え、障害のある人の安定した経済的基盤と自立のためには、仕事につくことが重要なことから、ハローワークや事業所と連携し、個々の適性や能力に応じた職業訓練機会等の提供などにより、一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ってまいりたいと考えております。

更に、知的障害者や精神障害者で判断能力が十分でない方については、福祉サービスの利用契約などが適切に行われるよう、また、消費者トラブルの事件も発生していることなどから、障害者の権利と財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、厚生労働省が公表した障害者支援の新法案について、障害者の立場に立った法律となるよう誠実に取り組むべきと思うが、このことについてどう考えるかとのことについてであります。

現行の障害者自立支援法につきましては、小池議員お話しのように、特にサービス料の1割を負担する応益負担は、障害が重い人ほど利用料が増加することから、能力に応じた負担とならず、国内各地で訴訟が起り、こうしたことなどを要因として、閣議において自立支援法を廃止することが決定されたところであります。

このため、自立支援法にかわる新法案制定に向け、障害者や障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者など55名の委員によって構成の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が22年4月に設置され、当部会において今日まで18回にわたる検討が重ねられる中で、新法としての（仮称）障害者総合福祉法の骨格に関する提言が取りまとめられたところであります。

この提言は、平成18年に国連が採択した、すべての障害者が平等で差別されることなく、障害者個々の尊厳を尊重することを理念とする障害者権利条約と、更には、22年に国と自立支援法違憲訴訟原告団との間で結ばれた、障害者自立支援法を速やかに廃止し、遅くとも25年8月までに新たな総合的福祉法制を実施するとの基本合意を基礎として、平等と公平、格差の是正、障害の種別などによる制度の谷間や空白の解消、更には本人のニーズに合った支援サービスなど、これら6つの目標を新法に求めているものであります。

現在、国において、さきに公表の法案がこれらの提言内容を反映していないとの批判があったことにより、法案修正が進められ、法律の名称を障害者生活総合支援法として方針を打ち出し、今国会に提出していくということですが、この骨格提言は、障害者の希望や意見を集約し、55名の全委員による合意によって取りまとめられたものでありますことから、本提言が最大限尊重される法律として制定がなされることを注視するとともに強く願うものであります。

次に、知的障害者の生活実態調査についてであります。

札幌市での40代の姉と知的障害のある妹が、だれの助けも受けられずに孤立死するという事件を受け、本市において、早急に養育手帳の交付を受けている知的障害者を対象とした生活実態調査を行ったところであります。調査対象となる土別在住の知的障害者は199人おり、学校や市で生活状況を把握している中学生以下の子供を除く154人のうち、149人は就業や生活保護あるいは施設入所、デイサービス等の福祉サービスを利用されている状況が判明したところでありますが、残り5人の方については、生活状況等が把握できなかったことから実態調査を行ったところであります。調査に当たっては、民生委員等や訪問による家族からの聞き取り調査を行い、5人のうち2人が就労により自立した生活を送っており、3人が家族の支援を受け生活しており、いずれの方も孤立しているといったことなどはなく、生活状況に問題がないことを確認いたしましたところでありますが、今後、困り事などがあればいつでも相談していただくよう、福祉課の窓口や相談支援センターほっとの連絡先を記載したパンフレットをお渡ししたところであります。

また、知的障害者や家族の方が生活保護の相談に来られたときの対応についてでありますが、相談を受ける際には生活保護担当と障害担当が同席するとともに、相談ケースによっては北海道が委嘱している障害者相談員並びに民生委員などと連携を図りながら、適切な福祉サービスが受けられるよう対応いたしているところであります。

更に、障害者の見守り体制についてでありますが、ただいま申し上げました生活実態調査を継続して実施するとともに、ひとり暮らし等、見守りが必要な障害者につきまして、24年度から拡大して実施する地域の福祉パトロール事業において、見守り等の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） 私から、後期高齢者医療制度についてお答えいたします。

後期高齢者の保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費や加入者の増減を考慮し2年ごとに見直すことになっており、平成20年度の制度創設以来、本年度が第2回目の改定年度に当たり、1人当たりの医療費の伸び、後期高齢者負担率の上昇等を勘案し、北海道後期高齢者医療広域連合において2月23日に議会が開催され、保険料の改定が議決されたところであります。

その改定内容でありますが、広域連合の決算で見込まれる剰余金と北海道との協議による財政安定化基金の活用により保険料上昇抑制策を講じた結果、均等割は現行の4万4,192円に対し3,517円増の4万7,709円に、所得割は現行の10.28%に対し0.33ポイント増の10.61%となり、賦課限度額は現行の50万円から5万円増の55万円に改定されたところであります。

そこで、今回の保険料値上げで本市の後期高齢者にどのような負担、影響があるのか、低所得者層の軽減措置後の保険料はどのくらい増加するのかとのお尋ねであります。

今回の保険料改定による低所得者層の軽減措置後の保険料は、単身世帯で年金収入の場合で

見ると、年金収入が80万円以下の場合、均等割が9割軽減となり保険料の年額は300円増の4,700円、同じく153万円以下の場合、均等割が8.5割軽減され500円増の7,100円、168万円以下の場合、均等割が8.5割、所得割が5割軽減され800円増の1万5,100円、180万円以下の場合、均等割が2割、所得割が5割軽減され3,200円増の5万2,400円、211万円以下の場合、所得割が5割軽減され4,400円増の7万8,400円に改定されるものであります。

この改定による本市の後期高齢者への負担や影響であります。単身世帯で年金収入のみの方の人数が把握できないため単純に比較はできませんが、本市の23年度7月時点での低所得者に対する保険料軽減状況から見ますと、被保険者総数4,039人のうち、均等割軽減は、9割軽減者が942人、23%、8.5割軽減者が1,077人、26%、5割軽減者が117人、3%、2割軽減者が326人、8%、計2,462人となり、被保険者全体の約6割の方が均等割軽減の対象となり、所得割5割軽減では403人、全体の1割の方が軽減の対象になっているところであります。

次に、今回の保険料改定について、広域連合での住民周知に関するお尋ねであります。

広域連合では、去る2月29日付の北海道新聞、全国紙の全道版などでの新聞広告を初めとして、3月下旬には新聞折り込みチラシのほか広域連合ホームページへの掲載、各市町村窓口用のリーフレット配布に加え、5月下旬から被保険者へのリーフレットの斉送付を行うことで、速やかな周知を図るといたしております。

この広域連合による住民説明会ではありますが、連合では開催目的を新保険料率について被保険者の理解を得るためとしておりますので、保険料改定後の3月及び4月に26市町村で開催されるところであります。

本市においては、必要に応じ、5月以降に広域連合による説明会の開催について要望してまいりたいと存じますが、まずは被保険者が気軽に相談できる体制を整え、今月の市広報お知らせ版への掲載やホームページによる周知、窓口や電話などでの対応に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度を速やかに撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを求めるのお尋ねであります。

以前にもお答えしたところでありますが、医療制度は、第一には被保険者の方々が安心して加入し、適切な負担のもと、より国民に信頼される制度となることが必要であり、これまでも全国・全道市長会などを通じ制度の見直しを求めてきたところでもあります。

こうした状況の中、今年2月17日に社会保障・税一体改革大綱において、後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しが閣議決定されたところであります。この見直しに際し、国は、第1には、後期高齢者医療制度は廃止する。第2には、地域保険としての一元的運用の第1段階として、高齢者の方のための新たな制度を構築する。第3には、後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する。第4には、市町村国保などの負担増に十分配慮する。第5には、高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。第6には、市町村国保の広域化につながる見直しを行うなど、国民生活や地方に配慮した考えを示したところであ

りますが、いまだその内容は明らかになっておりません。

今後、具体的な制度の構築に当たっては、更によりよい制度となるよう、道内市町村と連携をとりながら、広域連合を通じ国に強く働きかけてまいる考えであります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 高齢者福祉事業と介護保険料について、2点ほど再質問したいと思いません。

1つは、先ほど御答弁いただきましたけれど、アンケート調査からわかった高齢者の要求、買い物サービス、外出支援サービス、そして配食サービス、この3つの要求についての対応策ですけれども、これからの3年間で、今御答弁なされたいろいろな事業、対応策、これは完全に実現するのかどうかということをお聞きしたいと思えます。あるいは3年間かけているんな計画等々検討して、その次のこの3年以後、実現していくのかどうか、そこら辺のところ、ちょっと確認したいと思えますので、お知らせください。

もう一つは、介護保険料についてなんですが、介護保険料がこのようにひどいアップで、いろいろな手を打って努力されているということは御答弁でよくわかりました。本市の独自軽減策、老齢福祉年金以下の方とかという対象で、第1段階、第2段階の方たちに対する4分の3軽減、4分の1軽減、これに対しては新たに軽減策を講じるのは難しいというような御答弁で、これはこのままにしておくというような御答弁でした。確かにいろいろ基金もない、何も無いというような状況の中で、逆立ちしてもお金が出てきませんよというようなことで、お金がないから軽減策新たにはできませんという御答弁ですけれども、私は去年の第4回定例会でもお聞きしているんですが、一般財源も繰り入れても抑制できないのかと、引き下げる、抑えることができないのかということは聞いておりますが、そのときもそれはできないという御答弁をいただいております。国の指導でそういうことはできないんだというふうにお答えがありましたが、今回に限って、4期から5期へ限って考えれば、余りにも上げ幅が大きい、低所得の方々への影響が大きい、こう思うんです。

それで、私は、今また再度一般会計から、大した金額ではないと思うんですよね、第1、第2の方々への軽減策と限れば、そんな大きな金額ではないと思うんですけれども、一般財源から繰り入れて何らかの抑制策をとるべきだ、本市独自の軽減策の中でやってもいいんじゃないかと、そういうふう求めるものですが、そこで、一般会計から繰り入れられないというそのことの根拠をはっきりとわかるようにお聞きしたいんですけど、国保の場合も、当初はずっと一般会計からはだめなんだというふうになっていたのが、今やもうどこの自治体も繰り入れてますよね。

介護保険の仕事というのは自治事務でしょう。保険者は市町村だから自治体がやるべき仕事であって、自治体が住民の暮らしを一番よくその実態をわかっているところにいるわけで、ですから独自に減免制度をつくったり、軽減制度をつくったり、一般財源から繰り入れた

りするという、そういうことをやるのは当然でないかと、普通に考えれば自治体の仕事だと私は思うんですけれど。厚生労働省が、国が、そういうことをしたら、その自治体にペナルティを科すとか、そういうことは実際にどこかの町であったのかどうかということも知りたいなと思うんですけれど、国が言うのは単なる言うだけであって、現実にそんなふうな圧力をかけたり、そういうことはするものかどうかということも不思議に思うんですが、その辺のところも含めて、一般財源から繰り入れられないというその根拠をはっきり教えていただきたいと思います。

副議長（遠山昭二君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 小池議員の再質問にお答えをいたします。

まず初めに、買い物サービスでありますとか、外出支援だとか、配食サービスの関係でありますけれども、これをいつごろから実施するのかということでもありますけれども、基本的には、この5期の間というふうに思っております。それで、まず買い物に関しましては、22年のひとり暮らし高齢者調査において、体が不自由で買い物に行けないだとか、買い物に行っても商品を持って帰れないといった方がおられまして、そういった方に対して、宅配の協力をしてもらえる小売店にお話をさせていただきまして、そして、再度この意向調査、本当に実際に宅配を希望するのかどうか、そういった意向確認を早急に行いまして、そして希望者がおられましたら店屋さんのその取り扱い商品のパンフレットをつくる、そういったことも支援などをして、これはそういった準備ができましたら早急に対応してまいりたいと思っております。

それから、配食サービスなんでもありますけれども、これは今までお弁当というような形でこの事業を実施していたんですけれども、高齢者でありますとかその家族の方から、今御答弁申し上げましたけれども、御飯は炊けますけれどもなかなかおかずはつくれないと、ひとり暮らしの方なんかはおかずをつくってもたくさんつくるわけありませんので、食材が無駄になっちゃうということで、何とかそういったおかずだけを配達してくれるようなことができないかといったことがありましたので、このニーズに対応して、これにつきましても今後、事業者と価格の設定なんかもお話をさせていただきまして、これも用意ができ次第、早急に対応いたしてまいりたいと思っております。

それから、外出支援の一つの方策として敬老バスの取り組みを行っておるんですけれども、特にひとり暮らしの女性の方などは、外出の手段はほとんどがバスを利用されるということなものですから、今後は一部負担なんかをお願いをする中で、対象年齢、今74歳ですけれども、これを引き下げていく必要があるのではないかなと、そんなようなことは考えているんですけれども、これにつきましては、これまでも定例会等でも答弁をさせていただきましたけれども、高齢者の方に限ったことでなくて、交通弱者と言われる子供への支援なんかも考えていくと、総体的に考える必要があるというふうに思っておりますので、これは、いつからかということはやちょっと申し上げることはできないんですけれども、そういったことを今後検討いたしてまいりたいと、このように思っております。

それから、介護保険料の独自軽減策への工夫を凝らした取り組み、ここに一般財源を入れてということなんでしょうけれども、この独自軽減策については、基本的に保険料の中で対応することといった支援の内容になっております。保険料につきましては、まず半分が、5割が国、都道府県、市町村ということで、こういう負担をするものでありますよと、残りの半分につきましては、40歳以上の方あるいは65歳以上の高齢者の方がその半分を負担をするといったような制度の根幹的なものがありまして、要するに社会全体でこの制度を支え合うということでもあります。負担割合が基本的にそれぞれに定められているというものです。そんなことで、一般財源の繰り入れということにつきましては、今申し上げましたように、独自の軽減策につきましても、基本的には保険料での対応ですよといったことになっておりますので、一般財源を充てていくといったことは適切でないという指導が国からあるという状況であります。

先ほど、それをやっている自治体ということもお話があったんですけども、この状況については明らかな内容はちょっとわからないんでありますけれども、基本的にそうした制度のものであるということがあるのと、それから、先ほど独自の軽減策の関係ですけども、介護保険料を設定するに当たっては、低所得者の階層のことも十分考慮して、今回も8段階に設定をしていると、更にそのように格差をつけて、所得の能力というんですか、それに応じた形で軽減策を講じているという考え方のもとに、全体的にこの独自の軽減策についても、そういった考え方のもとに、一般財源の繰り入れは難しいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（遠山昭二君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 何とか抑えようという市の努力は認めておるんですけども、でも、何回も言うんですけど、第1段階、第2段階の人たちがどういう人か、対象者はどういう人かという、本人は非課税もちろん、世帯全員非課税で、生活保護受給者も入ります。老齢福祉年金受給者これは第1段階、第2段階は、課税年金収入プラス所得の合計が80万円以下の方という、もちろん本人非課税、世帯全員非課税。第1段階、第2段階の方々どちらも2万円だったものが2万7,700円になっているということで、この上昇率が38.5%、非常に高いわけで、非常に大きな私は負担だと思うんですよ。だから何とかしなきゃならないんじゃないか、これは、自治体の責任で市民の命、暮らしを守るといって、そういう立場で何とかこのところを軽減できないかということで、出すものないんなら一般財源しかないんですよ、もうね。だから、一般財源を出せないということにこだわっているんですけども、保険料は保険料の中で対応するという、そういう理屈もあるんでしょうけれども、でも、そこはそれですよ、それは国の単なる助言だと思うんですね、私は。いつも国はそう言うでしょう、何でも。国保だって何だって、こうしなきゃだめよとか、あしなきゃだめよという、そういう指導は来ると思うんですけども、ぜひとも、私、それにとらわれないでいただきたい。そのことによって物すごい何か、交付金半分に減らされるとか、何かそんなようなペナルティーがあるんならお聞きしたいんですけども、多分ないと思うんですよ。

そして、現実に一般財源を使っている自治体もあると聞いていますし、それから東京のほうの話ですけれど、東京の何区だったか、港区だったかでは、共産党議員が本当にだめなのかって厚生労働省に聞きに行ったという話も聞いています。だけどそんなことはないって厚生労働省は言ったというんですよね。

ですから、そこら辺よくよく調べて、調査して、絶対にだめなのかどうか。絶対にだめでないならば、使えるものならば、ぜひともこの一般財源をちょっと使って、今期だけでもいいからこの第1段階、第2段階、ここの部分をもうちょっと軽減するように取り計らうべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

副議長（遠山昭二君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 小池議員の再々質問にお答えをいたします。

この一般財源のことにつきましては、余りにもやはり4期から5期にかけては格差がありましたので、何とか格差解消が図れないものかということで、そういったことも実は考えたところであります。そういう中で、先ほど申し上げましたように、国からの通達もありまして、こうした繰り入れするものは制度の存続にも影響を与えますよといったことがある中で、道にも協議をした経緯もあります。その道からの指導にありまして、基本的にこの介護保険計画は保険料も含めて道のほうに提出をすると、それに対して道は点検も行う。そういう中で、当然介護給付費、それからその財源としての公費負担、介護保険料というものすべて点検がなされて、そうした場合に一般財源を入れているというようなことになると、不適切だといった指導もあるよといったことなどもあるもんですから、そうしたことも踏まえまして、同じ御答弁で本当に申しわけないんですけれども、繰り入れはなかなか難しい。

それから、ペナルティーのことにつきましては、例えば、財政安定化基金から保険料が不足をした場合に借り入れを受けるわけでありまして、5期なら5期の最後の年、3年目に、これペナルティーというかどうかあれですけれども、半分は借りるんですけれども、あとの半分は交付が受けられるということですが、不足した場合ですけれども、その半分は交付も行われないと、そんなようなペナルティーがあるという状況でございます。

以上です。

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今、小池議員のほうから厚労省のほうに確かめたといったようなお話もございました。それを確認しろということでございますので、私どもこの介護保険料の問題、この料金の問題につきましては、先ほど部長が申しましたとおり、何とか軽減できないかといったことも含めていろいろ検討した経過がございますけれども、今部長から申したような状況があるということで、市の考えを今提示しているということではございますけれども、今の小池議員のお話をしっかりと確かめた中で、私のほうとしては、制度上やれるかやれないかといったことは、しっかりと確かめて確認はいたしますけれども、そのほか一般財源の中長期的な見通しの中で、ほかの部分もいろいろありますので、やれるかといったことも総合的に考えてい

かなければなりませんけれども、そういったことを判断しながら、今後もう一回ちょっといろいろ検討を加えてみたいというふうに思っております。

副議長（遠山昭二君） 2番 十河剛志議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 平成24年第1回定例会に当たり、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

第1項目の安心安全なまちづくりについて質問いたします。

東日本大震災から間もなく1年が経過いたしますが、いまだに多くの方が避難生活を送られている状況にあります。

今年の市政執行方針の中で、牧野市長は、「全国の各自治体では防災体制の再検証や防災に関するさまざまな取り組みが進められており、本市においても、災害時において住民生活や行政機能を早急に復旧するためには、従来からの取り組みに加えて、遠隔地からの人的支援や必要物資の調達を中心とした迅速かつ確かな応援体制の構築が必要不可欠であるとの認識のもと、友好都市でもあるみよし市との間で昨年11月に災害時相互応援協定の締結を行ったところあります。」と話しておりますし、「安心できる保健・医療・福祉と防災の中の防災では、災害時に住民が避難しなければならない状況に加え、河川防災ステーション等の防災拠点に備蓄食料のほか発電機や投光機を整備し、新たに作成するハザードマップも活用し、自治会との連携のもとに防災訓練を実施するほか地域や自治会を単位とする自主防災組織の立ち上げを促進します。」と言われております。

現在、土別市では防災の担当課は総務課で担当しておりますが、防災に関することは、防犯、交通安全と一体的に行える担当職員の設置をすることが必要だと思います。市民、自治会、消防、警察、自衛隊などとの関係団体をつなぐことが必要であり、協力して安心で安全なまちづくりの構築を進めるためにも担当職員が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

先月の22日には、江別市で震度6強の地震を想定した防災訓練が行われ、訓練は、市役所の職員に加え、警察や自衛隊などの関係者およそ100人が参加しました。職員らは、被害状況の情報収集や住民の避難対応など担当ごとに10のグループに分かれて作業に当たり、建物が倒壊しているとか、電話が繋がらなくなっているといった情報を受けて、グループ間で連携して住民救助や避難所の準備など初動対応の進め方を確認していた。市の担当者は、非常時に市民の安全を守るためには的確な初動対応が一番大事だ、今回の訓練を通じて今後の反省点や課題を見つけていきたいと話していました。

まさに市民と市職員、警察などと連携が図れるような担当職員の設置をお願いしたいと思います。

また、消費者被害防止ネットワークでは、防犯、交通安全、消費者被害などの啓発活動もしております。防災に関する啓発活動もあわせて実施をしてはいかがかと考えますが、いかがでしょうか。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

まず、市民や自治会、消防、警察などの関係団体と十分に連携するための職員配置についてであります。

防災に関する業務については、防災啓発など災害に備えての通常時の業務と、発生した災害に対処する非常時の災害対策業務の二つに分けられるところであります。これら業務は、いずれも安心安全なまちづくりと大きくかかわる業務であり、消防や警察、自衛隊、北海道といった関係機関はもちろんのこと、市民や自治会との連携を図りながら、より効果的に遂行しなければならない業務でもあります。

加えて、現在、自主防災組織の全自治会での設立を防災に関する業務の中の最優先課題として取り組んでいるところであり、すべての自治会で自主防災組織が設立されることになると、防災に係る業務はこれまで以上に自治会とのかかわりが深くなるものであります。

こうしたことから、自治体運営改革会議における組織機構や事務の見直しの中で、環境生活課で行っている自治会や自衛隊、安心安全なまちづくりに係る業務と、総務課で行っている防災に係る業務を一体化できないかということについての検討を指示しているところであります。ただ、防災業務の中でも災害対策という非常時の業務については、災害対策本部が中心となって、防災担当課ばかりでなく、市役所全体での対応となりますので、その指揮系統について慎重に検証を行う必要があることも考えるところであります。

今後においては、通常時においてどのような業務分担、職員配置でこれら業務に当たるのが最も効率的で効果的なのか、災害時にはどのような指揮系統でその対策に当たるのが最も迅速的確であるのか、現在の担当課の枠にとらわれず、十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、消費者被害防止ネットワークを防災啓発の手段として利用することについてであります。

このネットワークは、悪質商法などの被害を未然に防ぐ手段の一つとして運用を開始しましたが、運用開始から5年を経過し、被害の防止に限らず、被害者の早期発見、早期救済、加えて交通安全や防犯意識の高揚など、当初の目的である消費者被害防止の枠を超え、一定の効果を発揮しているところであります。

今後においては、更に防災啓発に関する情報などを加え、市民の安心安全に関する情報を総合的に発信することで、更なる発信力を持ったネットワークとなるよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 十河議員。

2番（十河剛志君） 1点再質問をさせていただきます。

今の答弁では、災害時、災害担当者だけでなく、災害本部を立ち上げて、市全体で対応するという答弁だったと思いますが、指揮系統について慎重に検証していくという答弁だったと思

います。

私が自衛隊時代、よく訓練で机上演習、対策本部演習を頻繁に行って、実際の実動演習をしていました。机上演習とは、集団で一つまたは複数の問題を討議し、解決していく演習で、対策本部演習は、発生事態に的確に対応するために設置される対策本部の要員を訓練するための演習です。

災害に対する体験や訓練で対応行動を身につけておかないと、初めて災害に対して遭遇したときに、危険で不適切な行動をとったりパニックに陥ったりすることが考えられます。無計画な計画は無駄が多く危険を伴うこともありますので、効率的、効果的かつ安全にさまざまな事態を体験しておくことが失敗や危険を回避することができると思いますので、対策本部訓練が必要と考えますが、その点、対策本部訓練を行うのかどうかお聞かせください。

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今、具体的に対策本部の訓練ということでありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、市長の答弁にもありましたように、今、防災に関して一元的にその事務を取り扱うことを検討している段階であります。ただ、災害が発生しますと、市役所職員の招集を含めて、全体的に市役所で取り組まなければならないということになりますので、そういう視点を持って、今後更に検討を加える必要があるというふうに思っております。

今のお話にありました対策本部訓練ということでありますけれども、これについては、まず体制がどういうことになろうとも、市役所の職員を中心に、どのようなことで指揮命令系統が発揮されるのか、あるいは情報収集ですとか伝達のあり方、これについては有効なものだというふうに私も考えますので、今後の防災訓練全体の中での一環としてこの訓練を実施するよう考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

副議長（遠山昭二君） 十河議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 2項目めは、市民サービスについて質問いたします。

牧野市長は、所信表明の「あたらしいまち」の創造の中で、「市民が主役のガラス張り市政」の実現に向けた取り組みでは、「行政の事情や前例にとらわれることなく、常に市民の目線で考え、行動するため、私自身が積極的に市民の輪に加わり、意見を伺い、市民ニーズや時代の変化に的確に対応したサービス提供をしていくことが何よりも必要であると考えています。」とっておられました。

また、平成22年度の市政執行方針では、「職員も役所のカウンターを越えて積極的に市民の輪の中に出向き、市民の声に謙虚に耳を傾けなければなりません。信頼に勝る財産なし。」とされています。「対話を通し、目配り、気配り、心配りによって、よりよい信頼関係を築いていくことが重要であります。」ともおられました。

牧野市長は、市長とのふれあいトークや市長室開放事業、こども夢トークなど率先して市民

の輪の中に出向き、多くの団体や幅広い市民との対話をし、陳情や要望を通じ、さまざまな懸案事項や御意見、御提言も伺い市政に反映してきており、市民からは高い評価をいただいていると感じております。逆に、牧野市長の体を心配する市民の声も聞かれます。そんな牧野市長の姿勢に職員も市民の輪に出向き、平成23年のふれあいトークの件数は、市長とのふれあいトークの件数よりも多い6団体、154人との対話をしています。

また、市民サービスでは、窓口業務においてワンストップサービスの取り組みを進めており、中でもこども・子育て応援室の設置は、子供を持つ親からの評価は高いと聞いております。

そこで、更なる市民サービスとして、3点質問させていただきます。

1点目は、市民課などの窓口を持つ各課の執務机は、お客様側に向く対面式の配置として、来庁者への迅速な対応を図ることができるのではないのでしょうか。現に税務課では、カウンターの後ろに対面式の席を設けております。対面式にすることにより、来庁者の行動をいち早く感じることができ、車いすの方や高齢者の方への対応が早くできるのではないのでしょうか。市民サービスの向上につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、商工労働観光課の配置であります。

商工労働観光課は、若年者の就職相談や季節労働者の方、企業からの就労相談等の窓口のほかに、観光に関する窓口や住宅改修促進事業の窓口にもなっており、就職がなく不安な若者から地方から訪れる方まで幅広いお客様が来られます。窓口に来られる市民や地方から来られるお客様のことを考えると、現在の場所は、3階まで階段を上がり、右側に進み、ロッカーの並んだ狭く薄暗い廊下を歩いていくことになります。とてもわかりづらいと考えます。それならば、階段を上がり、左側の建設水道部の窓口の前を通り、広い廊下を通り抜けていくほうがいいのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

昨年、私が勤める会社の従業員が離職後、大型免許の取得を考えているとのことを聞き、士別地域通年雇用促進協議会の季節労働者資格取得支援事業での取得を勧め、市役所の3階にある商工労働観光課で説明を受けるように勧めました。後日確認すると、市役所の商工労働観光課の前までは行ったようですが、部屋には入らず帰ってきており、本人は離職後に行くとのことでした。この件は本人がそれ以上語りませんのでわかりませんが、もし商工労働観光課が入りやすい雰囲気であれば、相談だけでもしてきたかもしれません。

3点目は、意識改革についてです。

各自治体は行財政改革を進めており、行政組織のスリム化、行政コストの徹底的な削減は避けて通れません。このような中で、住民が行政に求める高度化、多様化したニーズにこたえていくためには、今までの仕事のやり方を工夫し、変えるために業務改善へ取り組むことが必要となります。今までみずから当たり前と思っていた仕事の仕方を客観的に比較し、見直しをすることで新たな方法や課題を見つけることができます。それを活用して解決していくためには、今までの固定概念にとらわれるのではなく、仕事の無理、無駄、むらをなくすために新しい発想でみずから考え、みんなで知恵を出し合い、目的意識を持った改善を実施しなければな

らないと考えます。

私は、住民に少しでも市役所での手続を簡単にすることや手続の省略化をするために、住民票の写しや税証明、印鑑証明などの証明書の発行自体を極力減らし、これらの書類がどこに提出されているのかを分析して、同じ市役所の他部局に提出されているのであれば、市職員が基幹システムに接続し情報を確認すれば済むように切りかえることが住民サービスにつながるのではないかと考えます。

市民目線による市民サービスの向上をさせるには、固定概念にとらわれない職員の意識改革が必要だと考えますが、いかがでしょうか。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えいたします。

まず、窓口サービスにおける執務機の配置方法についてであります。

現在、市民課においては、各担当ごとの電算システム導入による端末機や証明書発行用のプリンター機器のスペースを確保していることもあり、事務室全体が狭隘化しています。こうした中、戸籍、住民票等の転入、転居、転出等の受付には申請・交付事務用の高さのあるカウンター、そして、後期高齢者から給付・年金、国保担当までは、面談をする中での事務処理が多いことから、いすに座るタイプのカウンターを配置しています。開庁時間中は、戸籍・住民票担当者2名は、庁舎案内窓口も兼ね、ロビー方向から来られる市民の方に即座に対応できるよう交代制で常にカウンターでの勤務体制をとっており、来庁される市民の方には用件等をお尋ねし、お話の内容により関係する部署と連携をとりながら親切で迅速な対応に努めているところであります。

また、税務課においては、事務室配置の関係から、カウンターがかぎ型となっていることから、両方向からの来庁者に対応できるよう机を配置し、交代制で執務しています。

議員の御提言にありました市民課窓口を現在の横向きの体制から対面式に変更することになりますと、カウンターの幅と執務机を間に挟んでの対応となりますし、カウンターから離れたところに執務机を配置することになりますと、来庁者を待たせた状態で職員が机とカウンターを行き来することになりますので、サービスの低下が懸念されます。

市民課は、庁舎案内窓口も兼ね多くの方が来庁されておりますことから、今後においてもより親切な対応に努めることができるよう、職員意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済部商工労働観光課の配置についてであります。

経済部内には、商工労働観光課、農業振興課、畜産林務課の3課、職員31名が在籍しており、農業者を初め、商業者、林業関係者、建設業者、各関係機関の方など数多くの方が各種相談や手続に訪れており、できる限り応接セットに着席してもらい対応しておりますが、来庁者が多い場合や相談内容によっては、別室を用意し対応しています。

1階ロビーあるいは旧市民会館入り口に各階の部局の案内、また、各フロアには部局の配置

図を掲げ、更には、すべての入り口に各課職員配置図を掲示し、初めて来庁される方にもスムーズに目的の部局へお越しいただけるように全庁挙げて取り組んでいるところであります。また、来庁された市民の方には、職員から積極的に声をかけていただいています。

3階の経済部へお越しいただくには、議員のお話にもありましたように、階段を上がり、またはエレベーターを出て、建築課、上下水道課の窓口前を通過し入室する南側の経路と、右方向に進んで入室する北側の経路の二通りがございます。

商工労働観光課は、経済部内の北側に配置されておりますので、北側の経路を使う場合が多くなっています。議員のお話にもありましたように、北側の廊下は、左右にロッカーがあり、照明も暗いわけであり、まずはこの改善を図りながら入室しやすいように、案内板なども含め、よりよい配置となるよう検討するとともに、執務室においても、来庁者にとってわかりやすく親しみのある環境となるよう改善に努めてまいりたいと考えております。

最後に、職員の意識改革についてであります。

行政職員として市民サービスの向上を心がけることは最も重要なことであり、昨年5月に策定した行財政改革大綱実施計画においても、開館日や休館日の変更を初め、ワンストップサービスについても実施するとともに、自治体運営改革会議においても、市民にわかりやすい組織機構のあり方等について各職場からの意見をもとに検討しているところであります。

議員のお話のとおり、固定概念にとらわれず、新しい発想をもって仕事に取り組むことは常に推進していかなければならないことでありますし、各種手続の簡素化、迅速化などについてもできる限り実行しているところでありますが、電算システムの活用による市民サービスの向上についての御提案につきましては、個人情報保護や情報管理上アクセス権を規制していることから、難しいものと考えております。

しかしながら、今後においてもより一層、簡素化、迅速化できるよう事務事業を見直すとともに、職員一人一人の意識を改革していくことも重要でありますので、各種研修制度の更なる充実や自己研さんを励行することで、市民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 十河議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 3項目めに、雇用状況について質問いたします。

1月の日銀旭川事務所の発表では、道北地域の景気は持ち直しの動きが鈍化し、横ばい圏内で推移しているとしています。このような景気動向のもと、道内の雇用情勢は、平成23年1月の有効求人倍率0.15倍と、先月より0.02ポイント増加しております。土別管内では、1月の有効求人倍率0.59倍で、先月より0.04ポイント上がっております。土別管内の雇用情勢は持ち直してきている状況にあります。

過去3年の土別地区4高等学校新規学卒者の進路状況では、平成20年度の81名の就職希望者のうち77名が決まり95.1%、平成21年度は63名の就職希望者のうち60名が決まり95.2%、平成22年度は79名の就職希望者全員が就職できている状況です。このように過去3年間の新規学卒

者の進路状況は、道の平成21年度79.9%、平成22年度85%よりも高い就職率になっております。ハローワークや学校との連携はもとより、次世代を担う若者すべてが就職できるよう地元企業との協力と理解をいただき、企業見学会や企業説明会、就職促進会などを実施してきた成果だと考えております。

そこでお尋ねいたします。平成23年度の進路状況はどのようになっているのかお知らせください。

次に、新規学卒者雇用対策支援事業についてお聞きいたします。

昨年の第1回定例会でお聞きしました新規学卒者雇用対策支援事業での答弁では、卒業後3年以内の方を対象としたパソコン技術や接遇マナーなど就職に当たって最低限必要とされる基礎を習得するとともに、各業種の職場研修や本人が希望する資格取得の助成などを行う新規学卒者雇用対策支援事業の実施に向け道と協議し、若者の就職支援に努めてまいるといふ答弁でした。

平成23年度1,470万円の交付決定を受け、昨年8月から商工会議所に委託し3名の学卒者を受け入れ、社会における最低限必要とされる基礎を習得し、各業種のインターンシップなどを行い、就職意識の形成をつくり雇用につなげていく新規学卒者雇用対策支援事業を実施しています。事業を開始して8カ月が過ぎ、今月には事業も終了しますが、当初計画では5名の事業となっておりましたが、3名になった経緯と、この事業による学卒者の就職に対する変化や事業の効果、また、終了後の就職状況をお聞かせください。

平成24年度も926万5,000円で3名の新規学卒者を受け入れて事業を予定しておりますが、平成24年度の新規学卒者雇用対策支援事業の計画している事業期間、事業内容、事業スケジュールや23年度の事業との変更点などがあればお聞かせください。

平成24年度から新規事業として、地域活性化の取り組みとそれに即した実践的な人材育成等を一体的に進めることにより雇用創造効果の向上を図るために、地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）と地域雇用創造実現事業を統合して、新たに（仮称）実践型地域雇用創造事業が新設されました。平成24年度の第1次募集は3月1日で終了しておりますが、第2次募集、第3次募集での参加についてお考えをお聞かせください。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） まず、平成23年度の新規学卒者の進路状況についてお答えいたします。

市では毎年10月より毎月、土別地方3校の高等学校における就職状況について調査しておりますが、本年3月の卒業予定者は196名となっており、そのうち進学希望者と家業を継ぐ方を除いた就職希望者は58名で、全体の3割となっております。2月16日現在、このうち52名の方の就職が内定しており、内定率は89.7%と、昨年同期と比較いたしますと11.2ポイント上回っている状況となっておりますが、今後とも高校や関係機関と連携しながら、全員の就職に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度実施した新規学卒者雇用対策支援事業の内容についてであります。

この事業は、十河議員お話しのとおり、新規学卒者の就職環境が厳しさを増す中で、就職先の確保のため、パソコン技術や接遇マナーなど就職に役立つ基礎教養を事前に習得し、各事業での職場研修、いわゆるインターンシップや必要な資格を取得するなど、新規学卒者の職業意識を醸成し、雇用機会の創出を図る事業でございます。

そこで、当初の雇用計画5名に対し3名となった経緯についてであります。土別地域における22年度高校卒業者のすべてが就職内定を得ていたことなど、就職者の動向を踏まえ、ハローワークや委託先の土別商工会議所と協議した結果、事業実施が見込める人数を3名とし、ハローワークを通じて募集を行い、8月より商工会議所において3名が雇用されたところでございます。

次に、この事業による学卒者の就職に対する変化や事業の効果、事業終了後の就職見込みについてでございます。

就職委託先の土別市商工会議所においては、事務処理の実践や接遇スキルの習得、社会人としての基礎的な研修とともに、実務に活用できるようパソコンなどの資格検定を取得する中で、それぞれの進路希望に応じ、危険物取扱やホームヘルパーなどの資格も取得されております。雇用されている商工会議所からは、これらのパソコン研修や資格取得の活動を通して、今後の進路や将来に向け、新たな職種への転換など希望する職種も広がったとお聞きしております。事業期間は今月で終了となり、現在、研修を通しながら就職活動に取り組まれているところでありますが、それぞれの方が就職に向けた技能を身につけることができたものと認識しており、この事業を通じて培った能力や経験をもとに、3名全員が就職されるよう関係機関とも連携してまいりたいと考えております。

また、本事業につきましては、24年度も延長して実施されることとなりましたので、引き続き委託事業として新規学卒者3名と指導に当たる既存職員1名を含めた人件費を計上し、5月から来年3月末までの11カ月間の事業を予定しているところであり、今後とも制度の趣旨を生かし、未就職となっている新規学卒者の就職支援を行ってまいります。

次に、平成24年度から新たに実施される（仮称）実践型地域雇用創造事業についてであります。

この事業は、これまで実施されてきた人材の育成や雇用拡大に向けた能力開発などを目的とした地域雇用創造推進事業と、この事業の支援を通じて育成した人材等を活用しながら波及的に地域の雇用機会を増大させる地域雇用創造実現事業の二つの事業を一体化し、雇用創造の取り組みをより効果的に推進する事業であります。平成24年度の第1次募集につきましては、厚生労働省北海道労働局から先月初旬に募集案内があり、3月1日に終了したところでありますが、この事業は市町村が中心となり、経済団体などを含めた地域雇用創造協議会からの提案をもとに国において選考するもので、仮に事業採択が得られれば、年間上限2億円の委託料が最大3年間交付される新たな事業であり、地域活性化の取り組みとそれに即した実践的な人材育

成等を一体的に進めることにより、雇用創造効果の向上を図ることを趣旨といたしております。

本事業の採択までには、まず地域再生法に規定する地域再生計画を作成し、内閣府の認定を受ける必要があるとともに、地域雇用開発促進法に規定する地域雇用創造計画を策定し、厚生労働省の同意を受けるといった大きなハードルはございますが、本市の地域振興と雇用拡大を図るため、庁内各部が連携する中、本市の実情に見合った実践事業の提案に向け検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 十河議員。

2番（十河剛志君） 1点だけお聞きいたします。

新規学卒者雇用対策支援事業についてですが、去年は8月から事業を開始して、資格試験に時間がとられて、職場研修が余りできなかったと聞いております。私は、新規学卒者は仕事の経験がないので、働きたいと思う仕事を決め切れなかったり、すぐに仕事の希望が変わったりすると思うんです。そこで、パソコンや接遇マナー、基本的な教育をして、各種の業種を経験させてからハローワーク担当者などと話し合い、求人の状況を指導してもらい、希望の資格を取り、インターンシップを経験させて就職につなげてほしいと思うんですが、先ほどスケジュールのことを聞いて出ていなかったの、私はこう考えるんですが、そのお考えをお聞かせください。

副議長（遠山昭二君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

新規学卒者雇用対策支援事業に応募される方は、高校や専門学校あるいは短大、大学を卒業された後、3年間の間に希望する職につけなかった方を対象に、翌年の3月末までの1年間、雇用対策として実施する事業でございます。

事業の目的については先ほどお答えしたとおりでございますが、24年度におきましては、5月から事業を開始し、11カ月事業期間がございます。まずは基礎的な研修を重ねていただき、その上で希望される資格を取得してもらい、あわせて、いわゆる職場研修、インターンシップも行う計画でございます。この中で、どうしても求人側と求職側とのマッチングを前提としたインターンシップの受け皿となる研修先の確保が何より重要になるわけでありまして。研修の期間の設定や複数先での研修など可能かどうか、今後、事業の受託先の商工会議所やハローワークとの連携を図り、細部にわたって協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（遠山昭二君） 十河議員。

2番（十河剛志君） 以上で終わります。

副議長（遠山昭二君） ここで、昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時57分休憩）

(午後 1時30分再開)

副議長(遠山昭二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番 岡崎治夫議員。

14番(岡崎治夫君)(登壇) 通告に従いまして、平成24年度第1回定例会質問をいたします。

その前に、私の質問とちょっと、先ほど午前中の議会終了後に、本日、日本甜菜製糖工場で火災が起きたということに対して、私からもお見舞いを申し上げます。

私からは、ビート耕作振興についてお伺いをいたします。

本市の製糖工場は、昭和の初期に道北地域を中心部として、本市に製糖工場が昭和11年に操業開始し、その後、昭和22年に日本甜菜士別製糖工場に引き継がれたとお聞きしております。

そこで、まず、本市にこの工場があることで経済効果が生まれてくるのでありますが、雇用、輸送、市においては固定資産税と、その他も含めて本市におけるさまざまな経済効果をお示しください。

次に、振興策についてお伺いをいたします。

ビートは、寒冷地の畑作経営にとりまして一定の所得確保が見込まれ、決して悪い作物ではありません。輪作体系上も欠かすことのできない作物でありますし、水田転作物として、農業を営む人ならだれもが認識していることでございます。だが、工場が建設された時代から昭和の中期までは、国の政策上の対策もなく、安定した作付面積を確保できていたのだと思っております。

このような状況から、寒冷地作物としてビートの作付が定着していけると思いきや、今度は国際政策の失敗か、あるいは過剰ゆえによるものか、私どもには周知しておりませんでした。ビートの作付には作付指標という、要するにつくり過ぎだということが課せられ、糖業者に大きな打撃を与えたことは御承知のとおりでございます。このような状況から、やむなく行政、農協、日甜士別工場、関係生産農家で協議をされ、作付指標を厳守することに厳しい時代もございました。この間、生産調整補助金などでビートの作付は確保してはきたものの、平成19年には品目横断的経営安定対策が実施され、過去3年間の平均生産実績に基づく支払いがなされたことから、大幅にビートの作付面積が減少となったところでございます。

ビートの作付は、ほかの作物と比べて春が早く、秋の収穫まで1年を通じて一番長くかかる作物であることから、幾ら輪作体系が大事だとはいえ労働環境が厳しいため、作付面積の確保には困難な一面もあると思っております。

ここで1点お伺いいたします。輪作体系の確立は重要であって、経営の中で農業生産にしっかりと位置づけされていて、士別製糖所工場管内の耕作者戸数はここ5年以上作付している人の中では何戸で、面積はどれくらいになっているのでしょうか、お伺いいたします。恐らく5年以上の作付者は士別製糖所工場管内でも7、8割くらいではないかなと私は思うのですが、

お示しください。

また、本市に製糖工場があることによって、今日までに行政と農協が一体となってさまざまな振興策が行われたことによって一定の成果を得たことは、私も評価しているところでございます。

また、近年、労働の省力を図る観点から、直播に切りかえてきた耕作者も多くなってきたと伺っております。本市の移植と直播との割合の推移をお示しいただきたいと思っております。

一昨年は、今までとは違い、寒冷地作物としては天敵の高温多湿による収量や糖分の低下、更に昨年については、春先の天候不順により移植が大幅におくれ、また、直播がまきつけできず、減反と減収という2年連続の減収となったところでございます。

そこで、23年度は、減反を恐れて輪作体系を確立し、安定的に作付の確保、拡大を図るためにも、北海道では畑地の産地資金活用が図られ、また、本市では生産確保対策事業を実施されたところであります。先ほども申し上げましたとおり、春先の天候不順により減収になったところでありますが、ここで平成24年度に向けまして、助成額は違いますが、昨年と同様の振興策を展開することで計画されております。現在までのビート作付の取りまとめ状況についてお示しください。

次に、補助金についてお伺いをいたします。

私は冒頭にお尋ねいたしましたとおり、日本甜菜士別製糖工場は、御承知だと思いますが、企業でありますから、企業として成り行かなければ撤退、撤退となつては困るという、本市においてもそういう試練も過去に数回あり、その都度対応してまいりました。

ここで私の提言でございますが、今までは耕作振興策といたしまして、昨年までかなりの補助金、助成金を個人または団体、グループに投入されてきました。私は、近年の時代背景を見るときに、今までどおりの耕作振興策ではこれから先を見るとき、農業も少子高齢化社会になり、会社法人化になっていき、個人経営であっても30ヘクタールないし40ヘクタール以上の面積が必要となり、ますます輪作体系を取り組まなければ農業も安定経営に導かれないものと確信しているところであります。そこで、会社法人化または個人経営に至っては、面積を定めて今後の耕作振興策を展開していくことが一番の効果が生まれてくるのではないのでしょうか。したがって、ビートが輪作体系の基幹作物として確立されるような施策が必要であると私は考えております。

例えば、新規の耕作者に、最低3年以上取り組むことを条件に、ビート振興策として手厚い助成策を講じてはいかがでしょうか。それができれば、今までより安定的な耕作面積を蓄積できると思います。これまで輪作体系により耕作面積に協力していただいた耕作者の御理解も得られるのではないのでしょうか。ビートを含む輪作体系の確立が図られる営農がなされれば、安定的な作付面積の確保が図られるとともに、日甜士別製糖所の安定操業にもつながると私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答えいたします。

本市におけるてん菜は、寒冷地農業における基幹作物として、収益性や輪作体系を維持するためにも欠くことができず、更に国内最北の製糖所を有する砂糖のまち土別にとっても、雇用や運輸など地域経済の振興を図る上で極めて重要な作物であります。

そこで、日甜土別製糖所が立地し操業していることによる本市に及ぼす経済効果についてですが、農家収益を初め、社員や季節労働者の雇用、原料や製品の輸送に係る運送業者、また構内の機械や設備の保守管理業者、更には工場施設の工事請負業者や物品・資材の納品業者など関連企業に加え、市の固定資産税や住民税などを含めると年間約25億6,000万円と試算されており、本市の製造業における中核的な企業として地域経済に大きく貢献していただいております。

次に、本市の作付者で過去5年間継続して作付されている生産者の状況についてであります。平成23年度に作付された生産者は157戸で作付面積は598ヘクタールとなっており、このうち19年度から継続して作付されている生産者は132戸で538ヘクタールであり、その割合は戸数で84%、面積で90%であります。このことから、ビート畑作経営と輪作体系上からも重要な基幹作物と位置づけられているものと認識しております。

また、担い手への農地集積が進む中で、労働力の省力化を図るため、直播を行う生産者は23年度では182ヘクタールとなり、移植は416ヘクタールでありますので、その割合は30%を超えており、近年は直播は増加傾向にあります。

次に、24年度の作付の取りまとめ状況であります。特に昨年は、春先の天候不順により直播による作付をやむなく断念した方や、その後の長雨等の影響を大きく受けたことにより、新年度の作付意欲が減退している状況を踏まえ、23年度に続いて生産確保緊急対策事業として、10アール当たり3,000円を基本に、更に2,000円を上乗せし5,000円の助成策として、いち早く農家にお知らせしたところであります。あわせて北海道においても、畑作経営の安定化を図るため、23年度と同様にてん菜への支援策として、10アール当たり4,000円程度の産地資金の活用が決定されたところであります。そこで、2月末での作付戸数は152戸で、その面積は570ヘクタールであります。目標の600ヘクタールに向けまして、引き続き農協、日甜、てん菜振興会と連携を図り、作付面積の確保に努めてまいります。

次に、ビートが輪作体系の基幹作物として確立されるよう、新規耕作者に対する振興策についてであります。

本市では、これまで輪作体系の確立と作付面積の確保を図るため、継続的に作付される生産者に移植機や収穫機の整備に対し、導入金額の3分の1を5年間で補助しており、また、新規作付者に対する支援としては、機械リース軽減対策事業についても3年間の助成措置を講じているところであります。

また、過去には、岡崎議員のお話にもありましたとおり、平成19年度から実施されました品目横断的経営安定対策により、ビートの作付をやめ他の作物に転換する生産者が増加したこと

から、本市では、18年度の生産実績を上回る面積を確保した作付者に対して、更に3年間継続して作付することを条件に、10アール当たり1万3,000円を輪作体系確立事業として支援いたしましたものでございます。

このように、国の制度変更や作付環境の変化に対応していくため、その都度独自の対策を講じてまいりましたが、岡崎議員から御提言ございました新規耕作を最低3年以上する生産者への支援につきましては、今日まで継続して作付をされている耕作者との兼ね合いもありますので、今後、各種対策を検証する中、検討いたしてまいりたいと存じます。

一方、国や道による輪作体系への支援についても、去る2月19日に森本哲生農林水産大臣政務官及び佐々木隆博衆議院議員、北口雄幸北海道議会農政副委員長に対し、北海道農業における自給率の向上と地域農業確立のためにも、てん菜を初め、畑作4品目による輪作体系を確立するよう、国においても必要な政策対応を図っていただく提案活動を行ったところであります。

本市の農業・農村の活性化を図る上で、てん菜は畑作経営の安定と糖業者の安定操業に極めて重要でありますことから、製糖工場を有する道内8自治体が連携する北海道てん菜振興自治体連絡協議会を昨年12月に設立いたしました。この協議会の輪を更に広げるような呼びかけを行う中で、今後とも安定した作付確保が図られますよう、農協、日甜、普及センターなどの関係機関・団体がともに取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 岡崎議員。

14番（岡崎治夫君） 1点再質問をさせていただきます。

ちょっと質問の中身には触れてなかったかもわかりませんが、土別製糖工場が、先ほど御質問でいたしましたように、過去において何回か工場が撤退されるんでないかという、そういうことがございました。その都度、本当に市と近隣関係生産者、市町村一体となって、この工場を土別から撤退させるんじゃないかと、この地方から撤退させることは農家にはマイナスになるんじゃないかと、そういうことで全力を挙げて対策、対応してきた経過が私はあったと思ってございます。

そんな中で、今回も昨年、一昨年大きな天候異変による減収、そして、今まで土別製糖工場は操業期間を年度内に終了するという、こういう経過は私も今まで日甜に働きに行った1人としても体験したことはありません。そういうことで、日甜土別工場といたしましては、その基準というのはどこに定められているかわかりませんが、もし作付面積が減少していったら、そういう対応を迫らなければならないという事態に陥るとしたら、会社側としてはどういう姿勢を持っているのか私もちょっと判断できませんが、これは今後、年度内に操業が終了、何年も続くということが一つの基準になるのかかわかりませんが、そうなって撤退されてしまうと、私ども生産農家としては大変、今後のこの輪作体系にピートを取り組んできたその取り組み方が難しくなるのかなと私も思うわけです。

それで、ある生産者の方もこんなことを私にちょっと話してくれたことを今ここで申し上げ

ますが、日甜土別工場が仮になくなったとしても、我々は輪作体系の中で作物の作付は取り組んでいけるじゃないか、そういう話を聞かされたことがございます。

それで、本市にそういう工場がもしなくなったとしたら、本当に我々生産者が、今まで一生懸命ここに工場を置かなきゃならないという、皆さんが努力してきたにもかかわらずなくなったとしたら、我々本当に農家として、寒冷作物としてビートを作付できるのが可能なかどうか。私もそこら辺ちょっと疑問に思っていますので、ここら辺のところをもし予測というか、そういうことでもよろしいですから、その可能性について再質問の中でお願いしたいと思います。

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 岡崎議員の再質問にお答えいたしますけれども、まず、ビートについては、先ほどの御質問に答弁申し上げたとおりであります。天候の不順によって収量なり、糖分については、これは左右されるものであります。ですから、何としても面積を確保するということがまず大前提であります。面積を確保するために、市、農協、てん菜振興組合、そして日甜含めて、この確保に努力しているわけであります。そういったことから、市では、平成23年度は反当たり8,000円の面積に対する支援金、今回は予算計上5,000円でさせていただいていますけれども、そういう形で何とか面積を確保しようということで進んでいるのが一つあります。

それと、このてん菜については、先ほどの御質問のとおり、春先は非常に早い、そして秋遅いということで、非常に重量作物であるということで、敬遠されがちだということで、北海道全体の面積も年々、微少でありますけれども縮小されてきております。

北海道には今8つの製糖所があるんですが、製糖所自体は3製糖所で8自治体があるんでありますけれども、土別は、これは北北海道で位置しているということで1カ所、あと南には伊達に1カ所、道東に6カ所集中しているわけですよ。そうなりますと、万が一土別から工場が撤退されるなんていうことになってきますと、今度はもちろん輸送コストが日甜にはかかってくるわけであって、そういった形で会社なりがもちこたえられるのか、あるいは耕作者に対する負担が出てくるのではないかと、こういったことも想像されますので、撤退をされるということになりますと大変な問題になる。あわせて、先ほど申し上げたとおり、経済効果が25億6,000万円という試算でありますけれども、こういう効果もありますし、そういったことから、とりあえず昨年8つの自治体で協議会を早急につくって、北海道に対して、産地資金で昨年同様の平均4,000円程度について支援をするようにということで申し入れたんであります。これは非常にインパクトがあったと思うんですね。

といいますのは、ビートあるいは澱原バレイショだけに産地資金を使っていいのかと、こういった問題等も相当JA中央会でも出てきていまして、そういった意味では、各地域の協議会に配分をして自由に使ってもらったほうがいいのではないかなんていう話も出てまいりまして、そういったこともあったもんですから、とにかくビートについては北海道だけの作物であるし、北海道の畑作の輪作体系に欠かせないんだという位置づけをしっかりといただいて、要請を

副知事に対して行ってきたわけでありますが、非常にインパクトがあったということで、すぐその後協議をしていただいて、北海道としておおむね4,000円新年度もつけていただく、こうなったわけであります。

ですから、これからも耕作している各自治体に呼びかけをして、オール北海道でこのビートの面積確保に向けて取り組んでいきたいという目標が一つあるのと、何としても土別からは撤退されないような、そんなような取り組みも行っていきたい、こう思います。

岡崎議員について言えば、いろいろ農業団体等々の役員もされていますし、もちろん耕作者でもありますから、そういった意味では、岡崎議員からも啓蒙・啓発していただいて、面積の確保、拡大についてもぜひ御尽力賜りたい、こう思う次第であります。

以上です。

副議長（遠山昭二君） 岡崎議員。

14番（岡崎治夫君） 市長から大変将来性をもたらされる、会社を維持できるというような御答弁ではありますが、先ほどお伺いしましたように、24年度の耕作者については152戸で570ヘクタール、本市においては、600ヘクタールを目標にしながら頑張っておられるということでございますが、もう大体耕作者の方はある程度今年の営農計画書を立てておられると思います。そんなことで、ぜひとも本市においてビートが定着できる、そして耕作者が安心してつくれる、そういう政策を市長が筆頭になって、農協と工場ともタイアップしながら面積をしっかりと守れるような対策をしていただきたいと、このように思います。

それじゃ、次の質問に入らせていただきます。

（登壇） 次に、南町東4区仲通1号通り、何か私も舌かむようなこの聞きなれない名前なんですが、についてお伺いいたします。

この道路は、名称から見ると聞き覚えのないそういう道路と思いますが、6年前に建築されました斎場ベルコ会館の北側に隣接している国道40号線から東1号線までの百数十メートルの道路であります。国道40号線入り口は非常にこの道路幅が狭く、大型車が通るのがやっとの市道であると思います。私は、この会館が建築されたときから狭い道路で、今後交通事故などそういう面において大丈夫なのかなと不安に思った道路でございました。

その後、会館が建築された後に、東1号側から一部分であります、拡幅されたことを私も確認しております。ですが、まだまだ狭いのでありまして、この道路を整備されたときに会館側と打ち合わせをして整備されたのでしょうかお伺いをいたします。

更に、打ち合わせをして整備されたとしても、まだまだ狭いし、不十分であると思ってございます。なぜなら乗用車同士でも交差が困難であるからでございます。この道路は当市の住民だけが使用しておられるのではなく、斎場でありますから、地方からの方々も大勢来ております。道路が狭いからといって御迷惑をかけるわけにはいきません。この道路上において交通事故等もあってはなりません。斎場ベルコ会館から市道に出た目の前は、垂直に見まして2メートルから3メートルくらい下には小川が流れており、そこへ転落でもしたら大変でござい

ます。その防止策のためにも安全対策の必要性も要すると思います。特に冬になると一段と狭さを感じております。このようなことから、この道路については、一日も早く乗用車同士が全線において交差ができる道路にさせていただくことをお願いいたしますとともに、前向きな御所見をお伺いいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） お答えいたします。

お話の市道につきましては、土別ベルコ会館の北側に隣接し、国道40号と市道南町東1号線を結ぶ延長約190メートルの路線であります。平成18年10月に開業いたしましたこの会館のメイン出入口及び駐車場出入口は国道に面しており、2カ所の取りつけ道路により接続されておりますが、儀式終了時においては、国道を右折して市内中心方向に向かう車両が多いこともあり、一時的に渋滞となり国道に出るまでに時間を要する状態でありました。また、混雑を避け東1号線に通り抜けようとする車両も増加し、市道の交通量も一時的に多くなることから、地元自治会より道路整備に対する要望も寄せられたところであります。

こうしたことから、当該市道のうち、東1号線からベルコ会館駐車場北側出入口までの車道付近が3メートル部分の延長110メートルについて、混雑緩和のため、その幅員を5メートルに拡幅することで地元自治会との協議を行い、会館側に対しても現道敷地内での局部改良工事について説明を行った上で平成20年度に実施したところであります。

岡崎議員お話のとおり、国道側の50メートルについては未改良で幅員も狭く、局部改良済みの部分につきましても乗用車が余裕を持って交差できる幅員ではありませんが、一時的な混雑を除く通常時の交通量につきましては限られているものでございまして、現時点におきましては、他路線との優先度等を比較いたしましても、更なる拡幅整備の必要性は低いものと判断しているところであります。

しかしながら、交通安全の確保につきましては非常に大切なものと認識しているところでありますので、夏場においても反射装置つき除雪ポールを常設し安全対策に取り組んでいるところであり、適切な道路の維持管理はもちろん、冬期間の除排雪などに十分意を配しながら今後とも取り組んでまいりたいと存じます。

なお、交通量の著しい増加や周辺土地利用等の推移により整備が必要となった場合などにおきましては、その時点において検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 岡崎議員。

14番（岡崎治夫君） 先ほど質問の最後のほうで申し上げましたが、北側のこの道路に抜けるベルコ会館側から北側へ向かったところの道路の下は、かなり深い位置に小川が流れてございます。それで、そこへ落ちたという話はあるのかどうか、私もわかりませんが、道路が狭いですから、うっかりしてスピードなんか出し過ぎて行きますとすぐ落下してしまうという、そういう一番危険な状態の道路であるということは皆さんが認識されていると思います。

そこで、何とかすぐ目の前にこういうものがあるんだという、そういうわかりやすい標示をつくっていただければと思いますけれども、いかがなものでしょうか伺います。

副議長（遠山昭二君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 再質問にお答えいたします。

北側の駐車場から出た正面に道路の反対側に排水路でございますけれども、2メートル少々段差がございます。先ほど答弁でも若干触れましたけれども、除雪ポールを幅が確認できるように夏場におきましても常設をして、注意喚起を行っているところでございます。現状であれば、その部分で基本的に現在までも、柵等がなくても落ちたということは聞いてございませんし、問題はないかというふうに思っておりますけれども、なお注意喚起ができるような、例えば誘導看板等の設置についても検討してまいりたいと思います。

以上です。

副議長（遠山昭二君） 岡崎議員。

14番（岡崎治夫君） 以上で私の質問を終わります。

副議長（遠山昭二君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、障害者福祉についてお伺いいたします。

国は、平成22年12月に障害者自立支援法等の一部改正法が成立し、障害者の範囲や利用者負担の見直しを行いました。その中で、特に市町村が責務を負い、この4月1日を施行日として実施しなければならないものが2点ありますが、この2点に対する行政の考え方を重点にお伺いをいたします。

1つ目は、自立支援協議会の設置についてであります。

国は、障害者の地域生活にとって各種サービスは不可欠であるが、市町村ごとに取り組み状況に差がある。また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置づけが法律上不明確となっていた等の課題に対して、自立支援協議会の設置の促進や運営の活性化のために法律上根拠を設けました。市でも、障害者の支援策としては十分満足なものとは言えないながらも、さまざまな対応をしているところでありますが、今回の自立支援協議会の設置に対しては具体的にどう考えているのか。既にこれらに準じている組織があるのなら、その組織をこれに当てて、国の言う自立支援協議会として位置づけをしていくのかお伺いをいたします。

次に、障害児支援の強化についてであります。

この内容は、児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実させるとして、障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行させる。また、放課後等デイサービス、保育所等の訪問支援の創設といったものであります。この施行日も本年4月1日であります。

このことにつきまして、私は、昨年の予算審査特別委員会で障害児童の放課後対策について

質問をさせていただき、その答弁としては、日中一時支援事業の活用とあわせ、需要の調査を実施するとありましたが、改めて一時支援事業の利用実態とそのアンケートの内容をまず教えていただきたいと思います。

次に、新しく創設された放課後デイサービスについてであります。4月1日施行といいながら、詳細で具体的な内容は現段階でもまだ示されていないようですが、いずれにいたしましても、市としてもこれらの取り組みを進めていかなければならないわけですから、準備段階も含めた制度の実施について考え方をお示しいただきたいと思います。今の一時支援事業では、施設が狭隘であるため受け入れ人数や利用日数に制限があり、加えて委託先の人的な配置も限られていることから、全市的に見て対応できるものではないだけに、行政のしっかりとした取り組みをお願いするものであります。答弁のほどよろしく願いいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、障害者自立支援法の一部改正に伴う対応としての自立支援協議会の設置についてであります。

本協議会の設置につきましては、現行の自立支援法のもとにおいて、福祉サービス事業等の円滑な実施を確保するための基本的指針に基づき、協議会の設置が求められているところであります。全国各市町村の23年4月時点の設置状況は約80%程度と、まだ設置されていない市町村もあり、加えて地域の支援体制づくりや自立支援法運営活性化のためには、協議会の役割は極めて重要であり、このため、国は24年度からこの設置について法定化するものであります。

本協議会の役割といたしましては、1つには、障害者の相談支援業務や買い物、散歩等の移動介助、権利擁護等の地域生活支援事業及びグループホーム・ケアホーム等の居住など、各種サービスの質の向上を図る役割を担うところとなっております。更に、長期入院していた障害者が退院して自宅で生活する場合、民生委員、自治会等の地域がその障害者の見守りなどを行うネットワーク及び障害者虐待防止等のためのネットワークづくりの働きかけや、離職後等において家に引きこもりとなった方の日中活動の場の開発、改善等の提案、更には、障害福祉計画の策定変更にかかわって、効果的かつ効率的な計画となるよう提言するなどの役割を負う協議会であります。

そこで、本市の協議会設置につきましては、ただいま申し上げました基本的指針に基づき、平成15年に設置の福祉、医療、教育等各分野の16団体で構成する土別ふれあいネットワークを自立支援法開始時の平成18年から支援協議会として位置づけし、これまで障害者福祉に関する情報、課題の共有化、第1期及び第2期障害福祉計画の素案策定や地域活動支援センター等、新規事業創設等の際に協議を行ってきているところであります。このようなことから、法改正後、24年度からの協議会につきましても、地域の実情に沿い、ふれあいネットワークを母体として、構成団体の拡大や専門部会の設置など更なる協議会機能の充実を図り、もって障害者個々の生活支援を推進するネットワークの形成に努めてまいります。

次に、障害を持つ就学児童の放課後の居場所づくりにおける日中一時支援事業などの取り組みについてであります。

本取り組みにつきましては、平成23年予算審査特別委員会の松ヶ平議員の御質問に対し、放課後児童の居場所づくりについて、まずは臨時応急的な対応策として、日中一時支援事業の利用促進により対応するとお答えしたところであります。ただ、本事業につきましては、しべつ福祉会に委託し実施している事業であり、その運営内容は、障害児等を日常的に介護している家族の休息や社会参加機会を確保する一時的な受け入れということと、通年の利用実績などをもとに職員の人員体制や施設等について整備いたしているところであり、このため、定員等の面からもその受け入れに一定の制限があるところとなっております。

このようなことから、利用者数、利用日数、時間などを限定の上、市内11校の小・中学校特別支援学級の児童を対象に、学校を通じて保護者の一時支援利用の意向調査を実施いたしたところであります。その内容につきましては、利用希望の有無や利用日及び身体面、行動面、情緒面など心身の状況、更には登下校時における付き添いの状況、放課後の過ごし方、保護者の就労環境など10項目にわたるアンケート内容として調査いたしたところであります。

こうした中で、現在、一時支援利用につきましては、毎週木曜日に放課後から夕方5時までの間、地域交流館「とも」において3名の児童が利用している状況となっております。

そこで、今後こうした一時的な支援に加えて、国の放課後等デイサービスを活用し、恒常的な障害児童の放課後の居場所づくりについて取り進めるべきとのことについてであります。まず放課後等デイサービスにつきましては、国は、通学中の障害児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、遊びや訓練など生活能力向上のためのサービスを継続的に提供することにより障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するため、障害者自立支援法の児童デイサービスを改正して、24年度から新たに本事業を実施しようとするものであります。

本市における障害児童の放課後の過ごし方につきましては、ただいま申し上げましたアンケート結果からも、保護者の意見として、1つには、子供が安全に楽しく過ごせる児童館のような場所を確保してもらいたい。2つ目に、家族の生活を支えるため働きたいが、子供を受け入れてくれる施設などがなかなかない。3点目に、週に1回程度の一時支援では、障害を持つ子供の中には新しい場所や人になれるまでに時間のかかる子供もおり、その負担を考慮し、早くなれるために利用日数や時間について継続、拡大していただきたいといったことなどの意見が寄せられているところであります。

このように、障害児の放課後の居場所づくりにつきましては、市民ニーズもありますことから、この取り組みは極めて重要なことであると考えますので、今後、国から更に事業の運営基準、人員配置基準及びサービス給付費など詳細な内容が示されてまいりますので、これを注視しながら、実施に当たっては、施設や推進体制の整備及び学校との連携協同による一貫した生活能力向上のための各種サービス提供、更には利用ニーズに応じた定員設定など各種課題が考

えられますことから早急に調査研究を行う中で、保護者更には学校、各関係団体等と十分協議し、検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、土別市の除雪体制についてお伺いいたします。

今冬は、全国的に降雪量が観測史上最高となるところも出てきており、この雪の重みで住宅の屋根が崩壊したり倉庫が倒壊するなど、道内で起きた雪による建物被害が昨シーズンの2倍以上に上り、過去5年間で最多となっているようであります。これは、局所的な大雪に加え、全道的に低温で雪が解けづらくなっているのが大きな要因とされています。また、この大雪の影響でビニールハウスなど営農施設の被害も拡大し、これから暖くなる時期を迎えて更に被害が拡大するとして、各方面から注意を呼びかけているところでもあります。

本市においても、積雪量が700センチメートルを超えて、例年よりも多くなっていると報道もされておりましたので、除雪・排雪にかかる費用が23年度の当初予算で賄い切れるものなのか不安もしておりましたが、担当課にお聞きしますと何とか現行予算内でおさまる見込みということで、委託を受けている環境維持協同組合初め、担当職員の御努力に感謝をしたいと思います。

しかしながら、やはり例年よりも大雪ということでもありますので、除雪する市民も雪の処理に大変苦慮しているのが実態であります。今冬の除雪や排雪に係る市民から寄せられた問い合わせや要望の件数が2月27日時点で230件ほどあったようで、昨シーズン1年間の115件と比較すると、やはり大雪による影響が出ていると思われるところでもあります。

そこで伺いますが、これらの問い合わせや要望が多く寄せられている現状から見て、どこにその要因があるとお考えでしょうか。除雪に係る予算が少ないから行き届いた除雪ができないのではとされている市民の方もいらっしゃいますが、実際にはどうなのでしょう。それとも除雪体制に問題があって対応し切れないのでしょうか。例年より多い降雪量でありながら、当初予算内で賄えるといったことから、どこかにそのしわ寄せが出ているのではないのでしょうか。

次に、市民の方々から除雪に来るのが遅くなったとよく聞くのですが、その要因も幾つかあると思いますが、雪の降った状況から除雪の出動する時間によっては日々変わりますし、30センチを超えた日などは当然遅くなるのは当たり前なのですが、そこで、旧土別市における除雪専用車の台数についてお伺いをいたします。市が保有して貸し出している台数と、組合で事業所が保有していて登録となっている台数は何台なのでしょう。

時間が遅いといった問い合わせの背景には、専用機の台数が影響してはいないのでしょうか。除雪業務が民間に委託となった平成15年当時と比べると台数はどうなっているのか、一度比較をしていただきたいと思えます。民間委託を最初に実施したときは、直営で実施していた台数が基準となっていたはずですが、委託後、組合の構成する事業所が相当入れかわっていますので、

その都度、除雪にかかわる台数も変動していると思われませんが、道路の除雪延長はそう変わっていないと思いますので、現時点と直営時との比較した台数をお伺いをいたします。

そして、遅いと言われる要因の一つには、専用機のオペレーターによっても差が出ているのではないのでしょうか。先ほども言いましたが、組合の構成事業所が変わっていますので、当然オペレーターも変わっているはずですが、特にロータリー車などは、経験を踏んでのなれが必要とされています。家や車庫の前に雪を置いていくといった苦情もこの技術の差もあるように思われますが、この事業所間の差は行政としてどのような指導をしているのでしょうか。指導したとしてもすぐに技術が上がるわけでもありませんが、組合と連動して、技術講習会や安全集会などで事業所間の差をなくす取り組みも必要ではないのでしょうか。冬期間だけの業務にかかわる人材の育成を事業所任せにするのではなく、行政としてもしっかり人材の育成にもかかわることが除雪の苦情をなくすことにもつながるのではないのでしょうか。

例えば、練習場を確保するとか、業者間の相互の技術の伝授等々といったものも考えられますが、近年は、自治体が事業所に対して、除排雪作業の業務委託に際して最低保障制度を導入しているところも出てきています。この制度の内容は自治体によってさまざまですが、事業所が所有している専用機を維持するために必要となる車検料、保険料といった固定経費や人件費等々をこの最低保障制度を導入することによって、今後における安定した除排雪体制を確保するものでありますから、今後はこういったこともぜひ検討していただきたいと思いますが、行政としての考え方を伺いをいたします。

次に、2月29日付の地元新聞の記事として、「一般家庭の除雪に対してマナー低下が恒常的に」と題して記事が掲載をされていましたが、確かに除雪車の出勤後に住宅敷地内の雪を道路に投げ捨てるため、車道の幅員が狭まり、車同士が交差できない実態が生じています。しかし、決して容認するわけではないのですが、今シーズンの降雪からすると自分の敷地内ではどうにもおさまらなくなって、仕方なしに道路に出しているところもあると思うのですが、ただ、このような状態が続けば緊急車両の進行の妨げにもなってしまいますし、住民同士のトラブルにも発展するケースもあるので、やはり市としてもしっかり指導するところは指導し、市民に協力をいただくことはお願いすることも必要だと考えています。市と委託を請け負う事業組合が地域ごとに細やかな意見交換の場を持って、互いに認識し合うことが重要ではないのでしょうか。

そこで、この除雪にかかわるマナーやルールを確認するために、ぜひ地域政策懇談会で行政側からの提案として取り組んでいただきたいと思いますが、雪の処理に対する市民のマナーの徹底については行政としてどう取り組んでいくのかを考えをお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） お答えいたします。

最初に、除排雪対策に関する市民からの問い合わせや要望についてであります。今年度は、

お話のとおり、例年と比較し降雪量が多いことに加え気温の低い日も多く、12月以降2月末までで最高気温がプラスとなった日数はわずかに7日と連日真冬日が続いたこともあって、現在の積雪深は昨年より2倍近くになっているところであり、多くの市民の方々が雪処理に大変な思いをされていることが、その件数増加の大きな要因ではないかと考えているところであります。

また、降雪量が多いにもかかわらず、当初予算内でおさまることが除雪体制の問題となっていないのかとのお話がありましたが、ただいま申し上げましたとおり、今期の降雪量は、除雪対策費の積算基礎であります過去5年間の平均降雪量を超える見込みにありますことから、今後の出勤実績に応じた増額の変更契約を行う予定でありますものの、その所要額につきましては、執行残も含めた現行予算の範囲内におさまるものと考えているところであります。

また、予算が少ないため行き届いた除雪ができないと思われる市民もいるのではとのお話ですが、本市の除雪体制は、技術的にも高いレベルにあり、他市町村と比較しても、十分満足していただけるものであると常々感じているところであります。

次に、除雪車の台数が除雪のおくれなどに影響していないのかとのお尋ねがありました。

現在の土別地区における総台数は56台であり、市が保有するものは17台、組合加盟事業所が保有するものは39台となっております。また、民間委託を開始した平成12年度及び直営で実施していた11年度につきましては、総台数が50台、市の保有は15台、事業所保有が35台となっており、全体では6台の増加となっているところであり、現在の土別地区における車道除雪延長は500.3キロメートルであります。平成12年度時点の延長493.8キロメートルに対し、6.5キロメートル増でありまして、除雪延長に対する除雪車数は1割以上増加していることになっておりますので、除雪時間のおくれに対する影響は少ないものと考えております。

次に、オペレーターの技術の差による除排雪作業のおくれに関してであります。お話のように、組合構成事業所の変更や担当する職員の交代などもありますものの、先ほど申し上げましたとおり、本市の除排雪につきましては技術的にも高いレベルを維持していると認識しているところであり、苦情の増加や除雪時間のおくれなどへの直接原因とは考えにくいところであります。

しかしながら、事業者間の差やオペレーターの差はできる限り少なくすることが望ましいところであり、更なる技術の向上について、環境整備事業協同組合と連携の上で講習会や安全大会などを実施し、技術研修、安全教育に努めるとともに、定期的な業務担当者会議の開催を継続することにより、苦情処理の方法や健康管理などきめ細かい情報交換を行いながら、除排雪対策のレベル維持を図ってまいりたいと存じます。

次に、除排雪業務に対する最低保障制度の導入についてお話がございました。

人材の確保や除雪機械の維持などの面で有効な制度であるものと思われませんが、本市の契約内容も勸案の上、先進自治体の事例など把握に努めながら調査研究してまいりたいと存じます。

最後に、地元紙による除雪マナーの低下に関する報道についてであります。一部には除雪後の道路に雪を出す方も見受けられ、交通安全上支障となる場合もあり、それが除雪作業のお

くれの原因にもつながることもあります。安全で安心な冬道確保のためには市民の除雪マナーの向上が不可欠であり、これまでも広報紙やホームページへの掲載や自治会を通じての回覧文書によりお願い及び士別市環境整備事業協同組合による地元紙への広告掲載などで周知を行ってきたところでありますが、今後も継続した取り組みを行うと同時に道路パトロールの強化に努めながら、国や道との連携した啓発を進めてまいりたいと存じます。

また、地域政策懇談会での取り組みの考え方についてであります。松ヶ平議員お話のとおり、市と組合が地域との意見交換を行いながら除雪マナーやルールについて互いに認識していくことは重要なことであると思いますので、今後、自治連や各自治会からの要請に応じるなど、意見をお伺いする機会について検討してまいりたいと存じますが、まずはきめ細かい啓蒙啓発に引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

近年、局地的な異常気象が問題となっておりますように、出勤を判断する時点では降雪がなく、通勤通学時に突然大荒れとなる場合や、一部地域に集中した降雪が見られることなどにより、御迷惑をおかけするケースもございますので、気象状況の変化に対応する除雪体制の確立に向けた改善策などについて検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） ちょっと再質問という形で1点だけお伺いをしたいんですが、道路に出すという部分で人力で出されるというのは、これはある程度というのは思っているんですけども、ただ、どうも最近、道路を走っていても、重機で家の前の道路でがばっと市道に置くと、これはいかなものかなという部分で、盛んに組合さんも地元新聞で、広告の形の中で道路交通法違反だかという部分も出ています。こういうところは、きっちりやっぱり行政としてもその業者に対して強く指導していただきたいと思っています。その業者も民間から仕事だということで請け負ってやっていただけるんなら、申しわけないけど排雪までつながるという一連の作業の中の仕事というところまでいかないと、それを認めていたら、みんなああいんだなということになれば、それこそマナーというのがなくなっちゃうんじゃないかという気がします。

私も決して士別の除雪がレベルが低いというのではなくて、高いというふうには思っているんです。最初聞いたのは予算を比較してどうなんだろう、予算も減っているわけじゃない。台数も聞いたら、委託の後は台数が増えているんです。ただ、苦情とか中身を聞くと、例えば朝6時半でも来るのが遅いと言われる苦情もあるんです。この6時半を遅いというのか早いというのか別としてなんですけれども、それだけ市民のニーズというのかなり幅が広がっていると思うんです。そういった意味では、マナーの徹底ということや、どうしても遅くなるということも、これはいろいろお聞きをすると個別個別、例えばうちはもう高齢者なんで、頼むから家の前はきれいにしてくれとか、もちろん障害者の方がいるお宅は、そこは各事業所さんも気をつけて何回も行って雪を置かないようにと、それが多くなればなるほど最終的に道路延長

はちょっと延びているということなんですけれども、そういう個々の対応をしていけば、必ず最後は遅くなるんですよ。

そういったことも含めて、これは市民の方々にルールはもちろん、今の現状のことも説明をする義務が、僕は市にも業者にもあると思いますので、先ほどの答弁では機会があればということだったんで、ぜひ積極的なPRと、再質問の中でお答えいただきたいのは、そういう事業所、別な事業所さんで請け負って道路へぼーんと投げるのは、これは申しわけないけれども、例えば市の指名にかかっている業者さんであれば、これは地域貢献度の全くマイナス事項だという、そういう強い指導もしていただきたいと僕は思うんですが、そこら辺の考えについて、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

副議長（遠山昭二君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 再質問にお答えをいたします。

まず、当然、市道除雪の後に人力であってもやはり、きれいになった道路に雪を置いていくということは原則避けなければならないですし、そういった事案があれば、パトロールの強化をする中で注意もしながら、あるいは除雪時間に合わせたロータリーが来る直前に上手に出していただくとか、そういった方法もとっていただけるようなことも考えていかなきゃならんのかなと思っております。高齢化に当たってもそういった状態がございますし。

今お話がありました、個人の除排雪を請け負っている業者の方々が道路に雪を出しているというふうな実態があるというお話もございましたが、その辺について詳細を私どもでしっかりと把握しているわけではございませんので、今後におきましても、パトロール強化をしながら、組合のほうにもパトロールをお願いしている点もございますし、市のパトロール車もありますので、そういった中で、すべて排雪まで請け負って市民に高額な経費負担をかけるというのも若干問題ございますので、敷地内でおさまるような除雪の方法等をぜひ指導していきながら、今後もパトロールの強化に努めてまいりたいと思います。

副議長（遠山昭二君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 終わります。

副議長（遠山昭二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時40分散会）